

札幌市議会第一部決算特別委員会記録（第7号）

令和7年（2025年）10月23日（木曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 33名

委員長	松原淳二	副委員長	藤田稔人
委員	勝木勇人	委員	高橋克朋
委員	こんどう和雄	委員	細川正人
委員	よこやま峰子	委員	こじまゆみ
委員	伴良隆	委員	和田勝也
委員	村松叶啓	委員	小須田大拓
委員	山田一郎	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	村上ゆうこ
委員	中村たけし	委員	かんの太一
委員	うるしはら直子	委員	おんむら健太郎
委員	森基誉則	委員	福田浩太郎
委員	丸山秀樹	委員	前川隆史
委員	森山由美子	委員	熊谷誠一
委員	小形香織	委員	太田秀子
委員	長屋いずみ	委員	荒井勇雄
委員	山口かずさ	委員	成田祐樹
委員	丸岡守幸		

開議 午後1時

●松原淳二委員長 ただいまから、第一部決算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。松井委員からは和田委員と、坂元委員からは荒井委員と交代する旨、それぞれ届出がありました。

それでは議事に入ります。

第3款 保健福祉費 第2項 子ども福祉費及び令和6年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計歳入歳出決算について、一括して質疑を行います。

●森 基誉則委員 私からは、児童クラブにおける長期休業期間の昼食提供事業について伺っていきます。

札幌市では、子育て世帯の家事負担の軽減を目

的として、2021年度の冬休みから、児童クラブにおける長期休業期間の昼食提供事業の試行実施を進めてきました。

この事業は、当初は市内20か所、週1回のみの手探り状態での実施でしたが、その後は実施館数や回数を徐々に拡大してきました。その動向については、我が会派でも当初より注視し、議会でもこれまで度々取り上げてきたところです。

そのような中、2024年第3回定例市議会の決算特別委員会では、持続可能な事業展開を追求していくとともに、2024年度の冬休みからは、平日毎日、市内の児童会館とミニ児童会館、全199館に提供し、保護者にとっても、子どもにとっても喜ばれる事業となるよう、常に考えながら展開していきたいとの答弁があり、試行実施の最終段階に至っているものと認識しています。

そこで、質問です。

本事業における今年度の夏休みの実施状況について伺います。

●齋藤子ども育成部長 児童クラブにおける昼食提供事業の今年度の実施状況についてのご質問でございます。

昨年度の冬休みに引き続きまして、この夏休みも、平日毎日、市内の児童会館とミニ児童会館、全199館において昼食提供事業を実施しまして、出席した児童の約2割の方にご利用いただいたところでございます。

事業の実施に当たりましては、持続可能な事業継続を目指しまして、経費抑制や環境負荷軽減の観点から、繰り返し使える持ち帰り用の袋と箸をご自宅から持参していただく運用に変更するとともに、子どもがより喜ぶようなメニューへの改善を行ったところであります。

この夏の提供日数は全部で19日間でございます。これまでの最長日数でありましたが、注文、製造、配達、配布等の各段階におきまして、大きな問題は発生しておらず、滞りなく円滑に実施することができたものと考えております。

●森 基誉則委員 このような夏休みの実施状況、この夏は昨年度の冬に引き続き、市内の児童会館・ミニ児童会館の全館で、平日毎日、昼食提供の実施を継続したということで、冬休みと比べて長期間となる19日間だったということなんですけれども、大きなトラブルもなく、円滑な運営が行われた点、承知しました。

我が会派にも、この事業がなくなったら困るという肯定的な意見が寄せられています。今後も利用者がより利用しやすく、子どもがもっと喜ぶような昼食の提供が求められていると感じているところですので、本事業のさらなる充実に向けて、引き続き検討を進めていってください。

一方で、近年の物価高騰や働く子育て世帯の増加等の社会状況を踏まえると、保護者や子どもたちのこうしたニーズに応えながら、本事業を安定的に継続するためには、本事業の利用者だけでは

なく、利用していない方も含めた意見も丁寧に聞きながら、利用者の負担額や弁当の内容等について検討を行う必要があると認識しています。

そこで、次の質問です。

今年度の夏休みの実施後に行ったアンケート調査の結果について伺います。

●齋藤子ども育成部長 今年度の事業実施後のアンケート調査の結果についてお答えをさせていただきます。

今回ご利用いただいた方のうち、約75%の方から、満足、やや満足とご回答をいただきまして、弁当の内容や価格についてはおおむね好意的なご意見であったものと受け止めております。

また、ご質問の中にも、利用されなかった方のご意見というお話がございましたが、利用されなかった方も含めた質問の中では、95%を超える方から、今後利用する可能性があるという回答をいただいております。

児童クラブ利用者の本事業に対する潜在的なニーズの高さ、そして、本事業が利用者の安心感にもつながっていると、そのように考えているところでございます。

●森 基誉則委員 今年の夏休みの実施後のアンケート調査、利用者の満足度、総じて高いかなというのは感じました。

弁当価格についても、多くの方から肯定的な回答をいただいたということだったんですけれども、また、これ事業を継続した場合も、今回利用されなかった方も含めて、大変多くの方が利用したいという意向を示されているということでありまして、本事業が多くの児童クラブ利用者にとって不可欠なものとなりつつあること、感じております。

そこで、また質問なんですけど、この夏の結果を踏まえまして、利用者負担の在り方も含め、今後どのように本事業を実施していく考えか、伺います。

●齋藤子ども育成部長 今後の実施についてのご質問でございます。

この冬の実施に向けまして、今回のアンケート結果及び適正な受益者負担の下で、持続的に事業を継続していくという観点から、これまで札幌市が負担しておりました決済手数料の弁当価格への転嫁とともに、物価高騰に伴う価格の改定について検討をしているところでございます。

一方、アンケートでは、量が多いですとか、量が少ないといったご意見が様々寄せられたことから、2種類ある既存メニューを多い人向け、そして少ない人向けにより特化したものにするなど、利用者のニーズに応えられるよう、配慮してまいりたいと思っております。

これまでの実績を踏まえ、今後も持続可能な事業展開のため、児童クラブ利用者の声を丁寧に聞きながら、必要に応じて弁当内容や価格等の見直しを図りつつ、本事業を継続してまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 適正な受益者負担の下で、持続的に事業を継続していく観点から、この冬より、これまで札幌市が負担していた決済手数料の転嫁及び物価高騰に伴う価格改定を行う予定ということでした。

現下の状況を鑑みると、我が会派としても一定の理解を示すところではあります。利用者ニーズから、量の多寡をメニュー化するというのも、より利用しやすくなるというふうに私も考えます。

ただ、一方で、毎日のように利用する家庭や多子世帯では、支出が厳しいということも容易に想像できます。そういった家庭への配慮も求めます。

また、事業開始から現在に至るまでの間、持続可能な事業の在り方を絶えず追求してきた点は評価するんですが、5年目を迎える現在においてもなお、事業の位置づけは試行実施となっております。

来年度からは確実に本格実施としていただき、それをゴールとするのではなく、今後も利用する子どもや保護者の意見を生かして、事業をよりよいものとしていただくことを求めて、質問を終わ

ります。

●森山由美子委員 私からは、保育所等の運営について、産後ケア事業の実績と今後の取組についての2項目、質問をいたします。

初めに、保育所等の運営について、今後の保育所整備、定員変更についてお聞きします。

これまで、札幌市では、保育所等の保育の受皿整備を積極的に進めたことにより、待機児童数が8年連続0人となっていることは一定の成果を上げていると評価をしております。

その一方で、札幌市において策定した、令和11年度までの保育等の需給計画である、子ども・子育て支援事業計画の推計によると、少子化の進行による就学前児童数の減少等により、保育ニーズ量は、令和8年度をピークに、その後は減少することが見込まれております。

この先5年間の計画の中では、保育のニーズ量は減少することが予測されているものの、さらに先の保育ニーズを考えたときに、女性の就業率の上昇等の社会環境の変化により、増加することもあり得るものであり、今後の社会動向の変化を見極めながら、これまで整備した保育園を長期的見通しをもって、どのように維持していくか、非常に難しい局面にあるものと考えております。

現状でも、子どもが減少している地域において、古くから運営している園の中には、定員に満たない入所状況が続き、経営が苦しいとの声も聞いております。園に支給される給付費は、定員を多く設定しているほど、児童一人当たりの金額が低くなる傾向にあり、定員に満たない園では、園の運営に必要な給付額を下回り、経営が逼迫しているとの声も聞いております。

経営の悪化により、園が閉まるようなことがあれば、社会資源である保育所が地域から失われることも考えられ、一度なくなってしまうと、将来的に再びその地域で保育ニーズが増加した際、保育所の再整備が困難となる懸念があります。

そこで質問ですが、既存の地域の保育の受皿を維持していくために、本市としてどのように取り

組んでいるのか、お伺いをいたします。

●山縣支援制度担当部長 保育の受皿の維持のための取組についてお答えします。

園の定員設定が給付費単価の基礎となっておりまして、定員を下げることによって、児童一人当たりの単価が引き上がり、給付費の増額につながる仕組みとなっています。

このため、定員に満たない園に対し、入所実態や今後の見通しを確認した上で、定員変更の届出を提出するよう助言しております。

また、園舎の耐用年数が超過し、老朽化している園もあるため、施設の維持の観点から、定員増を伴わない改築整備の補助を行っているところで

これらの取組に当たっては、園の実情を丁寧に聞き取り、保育の需給バランスを見極めながら、これまで地域に根差してきた保育園が、今後も保育を安定的に担えるように努めてまいりたいと考えております。

●森山由美子委員 次に、保育所等の指導・監査の実態についてお聞きいたします。

ただいまのご答弁にもありましたが、園が持続的に運営できるように支援を行い、保育の質の確保につなげていくことは大切です。

このためには、各園の運営が適正に行われているかを確認し、必要に応じて指導・助言を行う各施設への指導・監査は、今後、より一層、その役割が重要になるものと考えます。

保育所等への指導・監査は、国の通知上、原則として年1回以上の実地監査が求められておりますが、自治体により、監査の実地体制、実施状況は異なっているものと認識しております。園を実際に訪問する実地監査は、保育施設の状況や実際の保育士の配置状況について、直接目で見て確認できる点や現場の職員や子どもの様子に触れ、生の声を聞くことのできる貴重な機会であると考えます。

また、多くの施設を所管する札幌市において、人員体制を踏まえた効率的な監査運営が求められ

る一方、指導・監査を受ける園側の事務負担も少なくないと聞いております。

そこで、質問ですが、子ども未来局における保育所等への指導・監査の実施状況と、保育の質を確保する上で、園とのやり取りで心がけていること、留意していることについて伺います。

●山縣支援制度担当部長 保育所等の指導・監査の実施状況と心がけ、留意点についてお答えします。

指導・監査は実地による監査が基本であるところ、本市では国の通知に基づき、直近の実地監査で特に問題がなかった施設等については、実地によらない監査を実施しております。その場合も、書面の確認だけでなく、電話により丁寧な聞き取りを行うなど、効果的な監査の実施に努めております。

令和6年度の子ども未来局における指導・監査の実施状況ですが、保育所や認定こども園等593施設のうち、実地監査が288施設、実地によらない監査が305施設となっております。

昨年度から、事前質問の回答や資料の提出をオンラインで行えるスマート申請を導入しまして、各園の事務負担軽減を図っております。

また、監査時には、国の通知に基づく監査項目の確認に加えまして、各園が抱える困り事や相談などにも幅広く耳を傾けて、適宜丁寧な指導・助言に努めております。

●森山由美子委員 次に保育の質という観点に関連し、我が会派がかねてより質問をしてまいりました、こども誰でも通園制度のオンライン予約システムの導入について質問をいたします。

我が会派では、子育て家庭への支援の充実、子どもの成長に資する保育環境の提供という観点から、こども誰でも通園制度の試行実施を始め、来年度に控える制度の本格実施に向けた、本市にとってよりよい制度の構築について提言を交え、これまでも質疑を重ねてきており、3月の予算特別委員会においては、こども誰でも通園制度へのオンライン予約システムを夏以降に導入するとい

う答弁をいただいております。

オンライン予約システムが導入されれば、利用者の利便性の向上はもちろんですが、制度を実施している事業者側にとっても、利用者からの面談や利用の予約電話への対応が軽減され、その分を本来の保育に充てられるなど、システム導入は保育の質の確保にもつながるものと認識しております。

そこで、夏以降に導入するとしておりました、オンライン予約システムの導入状況についてお伺いいたします。

●札幌子育て支援部長 札幌市では、7月より子ども誰でも通園制度の利用登録、面談や予約に係るオンラインシステムを導入したところでございます。

実施施設からは、システム導入により、保護者との利用日の調整や市への実績報告などに要する事務作業が軽減されたとの声が聞かれております。

今後も、制度を円滑に実施できる環境を整えることで、保育の質の確保につなげ、子育て家庭の支援や子どもたちの健やかな成長を育んでまいりたいと考えております。

●森山由美子委員 認定子ども園を含む、保育所等の保育施設は、子育て家庭の支援や子どもの健やかな成長を育む上で、大変重要な役割を担っておられます。人口減少社会、物価エネルギー価格の高騰、人手不足など、様々な課題が多い時代にあって、保育所等がしっかりと安定した運営が行え、良質な保育サービスが提供できるよう、本市による支援のこれからの充実を求めて、この質問は終わります。

次に、産後ケア事業の実績と今後の取組について質問をいたします。

初めに、かねてから当会派で要望してきました、3歳児検診における目の屈折検査におきましては、今年6月から全区の保健センターで開始されました。

実際に視察にも行かせていただきましたが、保

健センターの職員は、お子さんが検査を怖がらないよう、きめ細かく親子に対応し、順調に検査が行われ、必要な方が医療機関の受診につながっていることを確認いたしました。

引き続き、子どもと妊産婦、子育て世帯の健康のために、取組を進めていただきたいと思います。

さて、産後ケア事業は、出産直後の母子の心身のケアと育児サポートを通じて、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するという、極めて重要な役割を担っており、母子の健康維持・増進、そして虐待予防を含む、子育て支援において不可欠な取組です。

国が策定した産後ケア事業ガイドラインにおいても、近年は核家族化し、自分の親等の親族から距離的に離れたところで妊娠・出産することがまれではなくなっている。さらに、社会心理的背景から、親と子の関係に様々な事情を抱え、親を頼れない妊産婦が少なからずいる。妊娠、出産、子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活している地域で様々な関係機関や人が支援し、孤立を防ぐことが重要であると明記されております。

国は、令和3年度の母子保健法改正において、産後ケア事業を市町村の努力義務としました。札幌市では国に先駆けて、平成28年度という早期から産後ケア事業に着手されており、段階的かつ確実に取組を拡充していることは高く評価されるべきものです。

具体例を挙げますと、事業開始当初は生後4か月までの母子を対象としていたところ、令和3年度には対象年齢を生後6か月にまで拡大し、利用日数を延長したほか、令和5年度には利用料減免を実施し、生活保護・非課税世帯だけではなく、一般世帯の経済的負担軽減を図りました。

さらに、令和6年度には、助産所による訪問型の産後ケアを開始し、同時期には、どなたでも利用できるユニバーサル化を推進してきました。

このように、札幌市が着実に産後ケア事業を拡充し、利用者のニーズに応え、産後も安心して子育てができるよう取り組んでいることに対し、心

から敬意を表します。

子育ては、産後の疲れや体調不良、寝不足、慣れない子育ての不安など、様々な課題があります。私の周りでも、実際に産後ケア事業を利用して、とてもよかったという声も届いております。肉体的にも精神的にも大変な時期、お母さんが心身共に元気であることは、子どもの成長に取り、大変重要です。今後も安心して子育てができるよう、産後ケアの果たすべき役割は大きいものと認識しております。

そこで、質問ですが、これまでの産後ケア事業の実績とその効果について伺います。

●安田母子保健担当部長 産後ケア事業の実績と、その効果についてお答えいたします。

令和6年度の利用者数は、前年度の522人を大きく上回る1,020人となり、さらに令和7年度は1,600人に達する見込みです。

事業が浸透し、利用者のニーズも高まっており、産婦全体の約15%が利用している状況となっております。

宿泊型や日帰り型では、授乳や心身の不調に関する相談が多く、訪問型では、家庭環境に即した実践的な育児相談が多くなっております。

これらの多様なニーズに応じた専門的な助言や支援を提供しております。

効果についてですが、利用者アンケートでは、不安が解消し、自信が持てるようになった。育児を頑張ろうという気持ちになれたなど、前向きな意見が聞かれておまして、産後の心の健康と育児のモチベーション向上に大きく貢献していると考えております。

●森山由美子委員 令和7年度は1,600人の利用者の見込みであるということで、利用者数が増加しただけではなく、利用者の満足度も高く、効果的に事業が進められているということが分かりました。

令和5年度に実施した、就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査においても、出産後から4か月までに特に重要だと思ふサポートについて

の回答は、家事などのヘルパーに次いで、助産所等で受ける母子のケア、産後ケア事業が続いており、市民のニーズが高いことが分かります。

対象者のニーズに応えるためには、利用しやすい環境整備が必要です。札幌市では、令和5年12月からは助産所に加え、医療機関への委託を開始することで、産後ケアの実施施設を大幅に増やしていると承知しております。

そこで質問ですが、ニーズに応えるために、実施施設をどのように拡充してきたのか、伺います。
●安田母子保健担当部長 実施施設の拡充についてでございます。

産後ケアの提供体制の強化を図りつつ、出産した病院でのケアを望む声などにも応じるために、医療機関への委託を開始し、実施施設のさらなる拡充を図ってまいりました。

その結果、委託開始前の助産所10施設から、令和6年度には、医療機関が12施設増え、計22施設となり、令和7年度には助産所16施設、医療機関15施設の計31施設へと大幅に増加いたしました。

今後も利用者のニーズを的確に把握し、需要と供給のバランスを引き続き見極めてまいります。

●森山由美子委員 事業が広く市民に浸透したことで利用者が増加し、それに応じて実施施設数が拡充をされ、事業者側のノウハウも蓄積されてきたことというふうに思います。

しかし、母子保健施策の中では、産後ケア事業は比較的新しい事業であることから、よりよい事業になるよう、今後もその時々課題に応じた取組を推進していかなければならないと考えます。

そこで最後の質問ですが、産後ケア事業の課題と今後の取組の方向性について伺います。

●安田母子保健担当部長 課題と今後の取組の方向性についてお答えいたします。

実施施設の増加に伴い、提供されるケアの質のさらなる向上が課題と認識しております。

また、利用者が育児の合間など、対応可能な時間帯にスムーズに予約や手続ができるよう、利便性の向上も課題であると認識しております。

そのため、実施施設のケアの質の向上につきましては、優れた実践事例の共有を通じまして、相互の資質向上を図るための研修や情報交換会を今後も継続的に実施してまいります。

また、利用者の利便性の向上については、他都市の事例なども参考に、予約方法や利用手続の見直しなどにも努めてまいるところでございます。

●森山由美子委員 社会情勢が変わる中、安心して子育てができるよう、産後ケアの果たすべき役割というのは、今後もさらに大きくなるものと認識しております。

例えば、産後の鬱は、生後1か月未満の乳児で多く発生しており、生後1か月未満の産後早期が最も援助を必要とする時期とも言われております。さらに、児童虐待は1歳までに起こる確率が高いと言われております。妊娠期からの体調の変化や出産への不安、子育ての不安は、実は妊娠期からもう始まっていて、出産後の実際の子育てで現実を目の当たりにし、気持ちが折れてしまうことが多く、私自身もこれまで様々なケースの市民相談に応じて参りました。市民相談の中でも、話を聞いてもらうだけでも心が軽くなったという方もたくさんおります。私自身も、振り返ると出産後の大変さは身にしみて感じていたことを思い出しながらも、昨今の本当に社会情勢が変わる中で、もう、今はさらに孤立するケースが多いと感じております。

どうぞ、今後も引き続き、産後ケア事業のさらなる充実に向けて、取組を進めていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

●太田秀子委員 私からは、民間学童保育所について質問いたします。

本市の放課後児童健全育成事業は、児童会館・ミニ児童会館で開設する公設民営の児童クラブと、民設民営の民間児童育成会、いわゆる地域の父母や指導員が共同運営をする学童保育所と届出のあった民間児童健全育成事業所の2形態があります。

民間児童育成会に対する助成金は、2008年に国

基準をベースに見直しを行っており、本市独自でも保育料の減免や家賃補助の制度を設けているところです。今後も、適正かつ安定して継続することができるように、そういう思いで補助をしているものと考えます。

しかし、民間児童育成会、民間学童保育所の保育料は、原則無料の児童クラブと比べ、子育て世帯の負担が重く、育成会ごとに設定される保育料は、おおむね低学年で1万5,000円ほどと聞いております。これは、入りたいけれども入れないというハードルにもなっているというものです。

本市の放課後児童健全育成事業である民間学童保育所と、児童クラブの保育料のこの大きな差を縮めてほしいというのが保護者の声であり、毎年本市に寄せられる、札幌市学童保育協議会からの切実な要望です。

これと同時に、保育料に対する減免制度についての要望もとても多くあります。

その基準は、要保護世帯月5,700円、準要保護世帯月2,850円、兄弟で在園する場合、2人目以降月2,850円です。

ここで、1点目の質問ですが、減免制度について伺います。

この基準は長年変わっておりませんが、どのような課題があって変わらないものなのか、教えていただきたいと思っております。

●斎藤子ども育成部長 民間学童保育の利用料の減免制度についてのご質問でございます。

札幌市では、民間学童保育に対して、基本的に国の基準に基づいて、運営費等の助成を行っておりますが、先ほど委員のお話の中にもございましたとおり、この利用料の減免の助成につきましては、札幌市が独自に実施しているものでございます。

本市の厳しい財政状況の中、引き続き継続していくということを最優先に事業を進めているところでございます。

●太田秀子委員 厳しい財政状況なんだと。

本当に長い間、この制度を継続してやってくれ

たと、やってきていただいているということはよく承知しているところなんです。やはり、札幌市の財源についてもおっしゃいましたけれども、家計の財源もとても大変になっていますので、ぜひ検討してもらいたいですけれども、やはり必要性があって、こういう制度を継続してきたよということなんだと思うんです。であれば、札幌市としても制度を改善してほしいですけども、国に対して、やっぱり制度をちゃんと創設してほしいということを訴えていただきたいということも思うわけです。創設を待つのではなくて、やはり、札幌市としても基準を実態に合ったものにしていただきたいと思います。

民間学童保育所も、自らが安心して働きたいとか、子どもに豊かな放課後を過ごさせたいという、その保護者の願いに基づいて、努力も続けてきているわけです。その努力に、本市としても財政支援で応えていただきたいと考えます。

次に、登録児童数などによる補助の壁について、障がい児加算や育休登録について、まとめて質問をいたします。

障がいや課題を抱える子どもが増えていることは共通の認識ではないでしょうか。子ども未来局の事業概要によりますと、令和6年度、障がいのある児童の登録数は、児童クラブで1,289人、民間児童育成会で43人となっています。

障がい児受入れ加算は、受入れのため必要となる専門的知識等を有する支援員等を配置するための加算であり、その児童数に応じて配置や加算があります。

しかし、当該児童が在籍する月にしか加算されないため、当該児童が退所した場合は、職員の雇用を継続できないということが起こっています。

該当児童が退所しても、先ほども申しあげましたとおり、障がいや様々な課題を抱える児童が増えている中で、専門性を持つ指導員が配置されているということは、保育の質を向上させることとなりますし、何より指導員の安定雇用につながります。

子ども家庭庁の令和7年4月、放課後児童健全育成事業に係るQ&Aでは、障がい児受入れのために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置したが、年間を通して障がい児の利用がなかった場合、補助対象となるかとの問いに対して、障がい児の受入れに必要となる、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置していれば、結果として、障がい児の利用がなかった場合でも補助対象となると、このように回答しています。

子ども家庭庁のこのQ&Aに基づいて、本市としても、障がい児受入れ加算の対応を見直すべきです。

次に、育休の登録について質問します。

復職を前提として、育児休業制度を利用している場合でも、就労していないという理由で児童の登録が認められておりません。それにより、保護者と児童が望んでも退所せざるを得ないことが起こっています。

保育料を基本無料とする児童クラブと違い、民間学童保育所は保護者が負担する保育料などで運営しておりますけれども、児童登録数によっては補助基準が決まるなど、運営に影響が出ます。

保育園では認めております、この育休家庭の児童の登録継続は、民間学童保育所でも行うべきです。

家賃補助については、民間学童保育所は一戸建てやアパートなどを借りて運営していますけれども、家賃補助は、登録児童数が10人から19人では月3万5,000円、20人から35人では4万3,000円、36人以上は5万円と、実質額の50%以内というものです。

家賃は児童数に関係なく定額ですから、児童が減って基準が変わると負担が増えることとなります。

私、この児童が増減するために引っ越しなどしておられませんから、この補助基準はとても不合理だと思っています。

登録人数に応じる制度から、家賃の半額といっ

た制度に見直すべきです。

運営費についても、このように補助基準額に登録数が関わります。

登録児童数は、19人と20人では、運営費が年間約110万円もの差が出ます。人数によって保育や支援の内容は変わりませんから、運営に影響を与えるだけです。

運営費は国の基準ですが、緩和するための本市独自の補助制度を検討すべきです。

これら、今、お話ししました障がい児加算や育休時の登録、そして、登録児童数による補助の壁などについては、もう長い間の課題となってきたものの、改善されておりません。

これらについて伺います。

それぞれ、どのような議論が行われているのか、また、今後、どのようにしていくお考えなのかをお答え願います。

●齋藤子ども育成部長 学童保育の補助に関して、障がい児加算、そして、育休家庭の児童登録、家賃補助の3点についてご質問がございましたので、それぞれ、お答えしてまいります。

1点目の障がい児加算についてであります、民間学童保育が障がい児の受入れを行う場合、必要な専門的知識を有する職員を配置した場合に助成金の加算を行うものとなっております。

年度途中で対象児童数に変動があった場合には、その実態に応じて加算の適用を判断することになるものでございます。

障がい児加算は国の基準に基づく補助でございますので、今後も国の動向を確認しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目の育休家庭の児童登録についてですが、札幌市では、放課後に帰宅しても保護者が不在等のため、適切な支援が受けられない児童を対象として、放課後児童クラブの運営を行っているところでございます。

育休家庭の児童については、その要件に当てはまらないことから、登録の対象とはしておりません、現時点においては取扱いの変更は予定して

いないところであります。

3点目の家賃補助につきましては、基本的には国基準に基づき、運営費などを助成している中で、札幌市独自に補助を行っているものでございます。

これも札幌市の厳しい財政状況を鑑みながら、引き続き、継続していくことを最優先に努めてまいりたいと考えております。

●太田秀子委員 これまで変わってこなかったということを質問したんですけれども、やはり、これまでと同じくやっていくということで、もちろん、改悪されたら困るんですけれども、前進させていっていただきたいと思うんですけど、秋元市長は、2022年に、札幌市学童保育連絡協議会の設立50周年の記念誌発行に当たり、社会環境の変化に伴い、子育てについて感じる悩みが多様化しており、こうした状況であるからこそ、学童保育関係者の皆さんが日々注力されていると。学校や町内会など、地域とのつながりや人のつながりを大切にしながら、子どもたちの自立性と社会性を育む取組が一層大事になってくると、このような旨のメッセージを寄せておられます。

私、この中身は年々ますます大事なことになっているんだと思うんです。働いていますと、急な残業ですとか、公共交通が遅れたなど、時間どおりにいかないことで困ることが多いものです。コロナ禍で、予定外にいつもの時間より早く出勤しなければならず、やむなく学校が休校となっている子どもを連れて出たものの、どうしていいか困ってしまったなどと、こういうたくさんの方の困ったを伺ってきました。

指導員が子どもだけではなく、親も含めて一緒に頑張っているからこそ、困り事に気づき、助けてくれると。朝も夜も学童でなければ応えられない、このようなニーズがあります。

また、学童保育所は地域の皆さんに支えられ、今の時代、なかなか難しい人のつながりという貴重な財産を築いています。これは地域にとっても、これからの時代を築く子どもたちにとって

も、大きな力となるものです。

答弁を伺って、私、改めて思うのは、柔軟に対応しながら子どもたちを見ている、本来のその学童保育の目的に向かっている、そのやり方と照らしますと、基準の検討が、その財政的な問題ですとか、国の動向を見ていくとかということで、検討自体困難だとおっしゃいました、その答弁は、本当に柔軟性に欠けるのではないかと感じたところです。

そして、もう一つ、保護者が民間学童保育所に子どもを通わせるのは、子どもの健やかな成長を願うからこそで、その願いは児童クラブに通わせる保護者と変わりはないと私は思うんです。

しかし、本市の現状は、児童クラブと民間児童育成会では、登録児童一人当たりにかけている公費に格差があることが問題ではないのではないかと、そう思ったところです。

民間児童育成会への助成を引き上げていただいて、保護者負担を軽減することがとても必要だと改めて思いましたので、ぜひ具体化していただきたいということを求めて、質問を終わります。

●荒井勇雄委員 本日はよろしくお願ひします。

私からは、大きく分けて、2点質問させていただきます。

1点目は、民間あっせん機関による、特別養子縁組の現状と情報管理についての質問。

2点目は、来年の民法改正を踏まえ、共同親権に係る市の対応について、大きく2点質問させていただきます。

まず1点目、民間あっせん機関による特別養子縁組の現状と情報管理についてですが、こちらは令和5年12月7日、参議院総務委員会、浜田聡委員から行われた、ベビーライフ事件の質問と、また、読売新聞で発表されました2021年4月21日の記事を基に質問させていただきます。

ベビーライフ事件とは、特別養子縁組をあっせんする民間団体ベビーライフが、2020年7月に突然事業を停止した問題でありまして、代表者と連

絡が取れなくなってしまいまして、2012年から2018年度にあっせんした約300人のうち、半分以上の両親が外国籍だったという事件であります。

特別養子縁組のあっせんを手がけていた東京の民間団体ベビーライフが解散し、2013年から2015年に行った国際養子縁組のあっせんで、海外の養親から約2億円を受け取っていたことが、読売新聞の調べで分かりました。

1件当たりの平均額は約300万円に当たり、こちらは国内の養子縁組のあっせん費用より100万円ほど高いというのが、過去の締結国のハーグ国際養子縁組条約のデータをつぶさに調べた読売新聞社の提供で分かりました。

さて、こちらの問題を深く追っている山田太郎参議院議員から、こちらの対応に関しての各省庁の回答が公式に出ております。少し読み上げさせていただきます。

厚生労働省、本件は東京都所管のため、厚生省では何も把握しておりません。東京都、ベビーライフの代表と連絡が取れず、調査はこれから。そもそも許可申請しない事業者は、都としては把握困難であり、取締りは想定しておりませんということです。また、外務省、国際養子縁組による子どもの出生数を把握はしておりません。法務省、国際養子縁組の件数を把握しておりません。未成年者を養子とする縁組の際には、家庭裁判所の許可の件数も把握していないということでした。また、最高裁でも同様に、国際養子縁組の件数を把握していなかったということで、未成年者を養子とする縁組の際の家庭裁判所の許可の件数も、こちらも把握していないということでした。

こちらの問題を踏まえまして、昨今、SNSでも大変議論が巻き起こっておりますが、ベビーライフ事件によっては、海外に渡った日本人の子どもたち約144名は、2025年3月の時点でも、いまだ安否確認が取れていない状況でございます。

そこで、私は一貫して子どもたちの安否を早急に確認するとともに、子どもたちの出自を知る権利を保障する必要があると考えます。

200人もの子どもたちの実績の情報と海外の受入れ先情報を喪失し、現在安否確認は取れていない事件も発生しており、2度とこのような事件を起こしてはならないと考えます。

そこで、札幌でも民間団体が特別養子縁組を行っているかと存じております。

私は考えの大前提として、実際の親子は切り離されてはいけないと考えます。当たり前ですが、ベビーライフの事件のように海外に売り渡され、情報も喪失するような事件に陥らない対策が必要です。

そこで、お伺いいたします。

札幌市の許可している民間事業者における特別養子縁組の現状と海外への養子縁組の件数及び今回の東京都の事案を踏まえ、あっせん機関における児童の出自、実親及び養親に関わる情報管理についてはどのように行っているのかをお伺いいたします。

●宮本児童相談所長 民間あっせん機関による特別養子縁組の現状について、まずお答えいたします。

平成28年に制定されました、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律では、養子縁組のあっせんに際しては、可能な限り、日本国内において児童が養育されること、また、営利目的で行ってはならないことなどが規定されております。

札幌市では、平成30年9月から、市内の医療機関1か所を養子縁組あっせん事業者として許可し、令和6年度末までの7年間に、合計8件の特別養子縁組が成立しているところでございます。

また、同事業者におきましても、国際養子縁組のあっせんは行わないという方針であり、国際養子縁組の実績はない状況でございます。

これらの実績は、同事業者からの毎年度の報告によって、札幌市が把握しているものでございます。

続いて、民間あっせん機関による情報管理についてでございます。

さきに述べました法では、民間あっせん機関は、児童等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じることとされておりまして、法に基づき、国が定める指針でも、養子となった児童の出自を知る権利を担保するため、民間あっせん機関は、養子縁組の経緯等についての情報を永年で保管しなければならないとされておりまして。

これらを踏まえまして、同事業者の業務方法書においては、災害などによる消滅を防ぐべく、厳重に情報管理をすることとされておりまして、適切に情報が取り扱われていると理解しております。

加えて、仮に事業を廃止した場合には、法に基づき、同事業者から児童相談所、または他の民間あっせん機関に関連情報等を引き継ぐこととされており、出自を知る権利を保障する体制が整えられているものと認識しております。

●荒井勇雄委員 ご答弁ありがとうございます。

今回の問題は総括しまして、やはり縦割りの状況であったりですか、東京都の対応も大変非難が上がっていますが、やはり、今後も受け元の親御さんの情報と受入れ先の情報の管理という徹底が、実際の受入れ先の業者、仲介した業者さんの説明だと、もうデータがサーバー上に預けられていて、そちらのほうもアクセスできなくて、なかったと。

国としても、東京都としても、捜査しても発見することはできない状況だと。後戻りすることも今できないというような状況ですね。やはり、海外でも、人身売買等ですね、かなり凄惨な事件に発展することも、当然確認は取れておりますので、ぜひ札幌市として、今回8件、養子縁組が決まったということに関して、これに関しては私も大変評価をさせていただきますし、社会にとっても大変よいこととございますので、ぜひ続けていただきたいと思いますが、全て民間業者に丸投げだけではなくて、やっぱり行政としての責任という観点から、何か問題が起こったときには、必ず情報の確認の徹底を強く申し上げたい。このように申し上げて、まずこの1点目の質問を終わらせてい

たきます。ありがとうございます。

続きまして、来年の民法改正を踏まえまして、共同親権に係る市の対応について、私からお伺いいたします。

令和6年5月17日に設立しました、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の一部を改正する法律が、国会で成立をいたしました。

離婚後の親権制度における共同親権を選択肢として加えるなど、我が国の家族制度における、大変重要な転換期となるものだと思います。

こちらの家族法に関しましては、77年ぶりの改正ということで、家族法の概念が180度変わると、このように私は認識しております。

父母の離婚に直面する子の利益を確保するため、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが重要であるとの理念に基づいていると承知しております。

しかしながら、この共同親権の法案に関しましては反対派が多数いらっしゃいまして、共同親権を進めるとDVになるのではないかと。先般も札幌弁護士会の方で反対声明ですとか、今回の民法改正に関して、問題があるんじゃないかというようなご意見もありました。また、全国各地でもそのような声が上がっているのも確かであると、私は承知しております。

そこで市民の皆様、こちらの件が実際海外ではどのように運用されて、今回、法改正が通ったのかというのを改めて説明を申し上げて、質問にいきたいと思います。

また、今回、私が今、申し上げることにしましては、子どもの利益の観点からではなく、それだけでなく、札幌市の経済にとって、また、将来の出生率に関しても大変資するものであるということをお願いさせていただきたいと思っております。

こちら、昨今発表されました、オーストリアのリンツ大学の経済学者、マーティン・ハラ氏が発表されました共同親権に関する論文なんですけども、「Do joint custody la

ws improve family well-being?」という、IZA World of Laborというホームページに掲載されたもので、論文でございまして、こちら、私ちょっと要約を、翻訳をさせていただきまして、私のホームページも載せていただいているんですけども、じゃあ共同親権が、単独親権から共同親権にですね、導入されたら、実際世の中どうなったのかというのを、学術論文を挙げて研究された方がいらっしゃいました。共同親権が離婚後の公平性だけでなく、離婚中の家庭の行動や幸福度に影響を及ぼすことが実証的に指摘をされました。多くの実証研究が、親の不在や子どもの経済的、情緒的な幸福に悪影響を及ぼすことを報告しております。単独親権下では、親権の獲得のために、何度も私も申し上げていますが、実子誘拐の横行、主に母親の面会交流の拒否、父親による養育費の不払いなど、深刻な火種を抱えていた。これが、昨今、以前の状況がございまして、こういった背景を踏まえまして、例えばスウェーデンでは1976年、ノルウェーでは1981年、ドイツでは1997年、オーストラリアでは2001年、アメリカ合衆国では1970年代にもう法改正をされているということで、今、我が国は来年2026年で、もう約半世紀以上も遅れているような状況でありますね。

じゃあ、共同親権になってどのようなメリットがあるのかというのを申し上げさせていただきたいと思います。

婚姻中の出生率の増加をさせると、長期的に見て14%、札幌市でも恐らく出生率は増加するというのは、このような報告が上がっております。家庭内の暴力の発生率も低下させる。実際に、男性の家庭内暴力が11.7%から約3%も減少しました。離婚後の父親の権利保障が結婚、出産を促進させます。男性の幸福度も上がり、実際に自殺率も、研究によっては約10%が減少したと。結局、DVが減少し、心理的安定を生むと。また、女性の家庭内のお仕事の役割分担も進みますよと。こういったメリットが挙げられて、先ほど申し上げ

ましたが、各国ではもう法改正が進んでいるということですね。

今回の法改正に当たって、最も重要な観点として、第766条の2ですね。お父さん、お母さんの父母間の子の監護という概念が確定されました。

このようなメリットがある中、私は全国の当事者を集めまして、こちらの周知活動をさせていただきました。教育委員会及び子ども未来局です。全国の子ども未来局さんに、ぜひこの活動を周知してくださいということで、当事者の方々を踏まえまして、連絡をさせていただいたんですけど、なかなか、この件に関して周知活動が進んでいないという状況がありまして、そこで、ちょっと今回、周知活動を踏まえてなんですけど、なかなか法改正の趣旨が、各自治体、ちゃんと理解されていないのが分かりましたので、質問させていただきたいと思います。

本市としまして、この民法改正の趣旨をどのようにまず受け止めているのか、認識をお伺いいたします。

●札幌子育て支援部長 法改正の趣旨の受け止めについてお答えさせていただきます。

このたびの法改正は、父母の離婚が子の養育に深刻な影響を与えること、子の養育の在り方が多様化していること、養育費、親子交流の取決め率や履行率が低調であることなどが背景にあると承知しております。

法改正により、離婚後も父母が子の養育に責務を有し、親権は子の利益のために行使されるべきものと明確化されたことにつきましては、子どもの心身の健やかな成長に資する、意義あるものと受け止めております。

●荒井勇雄委員 ご答弁ありがとうございます。

ぜひ、今のご答弁の内容を市民に分かりやすく普及啓発をしていただきたいと思います。全国で一番進んでいるのは福岡市のホームページなんですけども、そこまでまだカバーされていないと

いう状況で。なぜか子どもの利益の観点からというのは、各自治体、皆さんが勘違いされているのは、なぜか養育費のことだけは強く書かれているんですね。しかしながら、子どもの最大の利益とは、養育費を払うことだけが利益ではなく、お父さん、お母さんが協力して、子育てに関して、子どもの最大の利益を確保するために、成長を見守るために今回の法改正がありまして、その点を市民の皆様がよく分かるように周知活動をしていただきたいというふうに、このように考えております。

先ほど申し上げました、今回の改正民法第766条の2の第2項、こちら大変重要でございます。父母間の人格尊重、協力義務というのがうたわれております。過去に、こちらの父母間協力義務が履行されないで、子どもの連れ去りですとか、親子交流を断るですとか、また、学校行事に参加させないというような問題の指摘をさせていただきました。

そこで、質問をさせていただきます。

この重要な規定の趣旨を、ひとり親家庭をはじめ、市民に確実に知らせる必要があると考えますが、どのように札幌市は周知を行っていくのか、お考えをお伺いいたします。

●札幌子育て支援部長 父母相互の人格尊重、協力義務の周知についてお答えいたします。

既に札幌市の子育て情報サイトに、法改正に係る紹介ページを設けたほか、離婚前後の相談を受ける区の相談窓口や直接親子と関わりのある保育施設等にも情報を提供したところでございます。

今後も、新たな情報が国から発出された際には、相談窓口等において適切な対応ができるよう、必要に応じて周知していく予定でございます。

●荒井勇雄委員 ご答弁ありがとうございます。

次に、児童扶養手当受給世帯における養育費等の確認について触れさせていただきたいと思っております。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支える児童扶養手当の支給に当たっては、毎年8月に現況届が提出され、受給資格の確認を行っていることを承知しています。

この手当は、国費、道費に加え、本市の貴重な財源が投入されていることから、その適正な執行は大変重要であります。

現況届の提出時は、以前は職員による面談を行うことを原則としておりました。国の方針を受け、今はひとり親の負担も考慮し、郵送等で提出も可能になっているともお伺いしております。

そこで、質問させていただきます。

現況届時において、受給資格者に確認している項目にはどのようなものがあるのか。また、別居親による子の養育状況を確認する上で重要な養育費の受給状況についてはどのように確認しているのかをお伺いいたします。

●**札幌子育て支援部長** 児童扶養手当における教育費等の確認についてお答えいたします。

現況届を受ける際には、子の監護や生計維持の状況、受給者等の所得額、養育費の受領額などを確認しております。

また、養育費の取扱いにつきましては、児童扶養手当の制度上、受け取った養育費の8割相当額を所得として算入する必要があることから、受給資格者本人からの申告に基づき、金額を確認しているところでございます。

●**荒井勇雄委員** ご答弁ありがとうございます。

先日、とある式典で8月にご就任されました米国大使館の近藤シャー領事と実は少し話す機会がありまして、あなたは市議会において、一番今何を強くやっていますかということで、私は *joint custody* と即答したんですけども、近藤シャー総領事の、実はお母様がカリフォルニア州の弁護士さんでございまして、この家族法について、今取り組んでいらっしゃるということで、実は、領事はこの問題に関して非常に注視しているということで、なかなか立場上、強くは申

し上げることはできないんですけども、何度も申し上げているとおりにんですけども、諸外国からも、今回の法改正に関しては相当注視をされている状況で、やはり、GX・金融を掲げる札幌市としましても、喫緊の取組課題だと私は認識してまして、ぜひ、ちょっと大きな観点から申し上げてしまったんですけども、最後に要望を申し上げて、私の質疑を終わらせていただきたいと思うんですが、先ほどの受給状況の確認等において、ぜひとも、今回の父母の改正ルールのパフレットですね。こちら、離婚後も申立てによって、親権を共同親権にすることもできますということなので、そちらのご説明をしていただきたいという点と、また、この子どもの養育に関する合意書というものを、離婚届の提出に来たご家庭の方にお渡しして、しっかりご案内をしていただきたいと、このように思います。

また、その上で、先ほど申し上げました親子交流の実施状況についても、その頻度を含めて、確認項目に加えていただきたいというのを強く要望をさせていただきます。

市民生活に関わる、やはり重要なものでございますので、ホームページですとか、また、市内各所にポスターの配架も文科省から出ておりますので、実際にこれは埼玉県であった事例なんですけども、そのポスターを見て、職員の方々がよく分からないので、ぜひ法務省の方をお呼びして、講演だとかセミナーを行った上で、職員の方々が窓口でしっかり対応できるように、法改正が迫っておりますので、市民に分かりやすい説明ができるように、何度も申し上げますが、やはり家族法77年振りに変わった、常識が全て変わるような今回の大改正でございますので、周知の徹底を強く申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

●**和田勝也委員** 私からは、保育園に対する保護者からの過度な要求、行き過ぎたハラスメントについて質問させていただきます。

保育園は、児童福祉法及び子ども・子育て支援

法に基づき、原則として応諾義務が課されています。すなわち、正当な理由がなければ入園の申込みを拒否できない。または、入園後、退園させることができないとされており、全ての子どもを受け入れるという社会的責務を担っております。

ここで言う正当な理由とは、利用定員を超えている場合、また施設の運営上、保育の提供が困難な場合とされております。そのため、入園されるご家族は、経済状況や文化的背景、家族構成、保護者の就労形態など、極めて多様です。

現場では、こうした一人一人の事情を受け止めながら、きめ細やかな保育を行う努力が続けられております。

保育園に寄せられる保護者からの建設的な意見や要望は、保育の質を高める上で貴重な財産であり、職員の成長にもつながります。

しかし一方で、近年、全国的に保護者からの過度な要求や威圧的な言動など、いわゆる保育園に対する保護者の行き過ぎたハラスメントが深刻な課題となっております。保育所・保育園が、応諾義務を負う立場であるがゆえに、現場では対応を強いられるケースも少なくなく、職員の精神的負担や離職につながるなど、結果的に本市全体の保育の質や提供体制にも影響を与えかねない状況でございます。

そこで質問ですが、保育現場で起こっている保護者からの過度な要求等について、園から寄せられている相談の実態と、それに対する市の認識についてお伺いをいたします。

●山縣支援制度担当部長 園から寄せられる相談の実態と市の認識についてお答えします。

保育所等から寄せられる相談におきまして、担任を変えてほしいといった要求や園児のいる前で大声を上げるといった、一部で過度な要求や威圧的な言動が発生していることを把握しております。

こうした保育現場への行き過ぎた要求等は、保育士の離職や休職につながり、結果的に本市全体の保育の質の低下を招き、円滑な保育の提供に影響を与えかねないものと認識しております。

●和田勝也委員 保護者からの行き過ぎた要求や威圧的な言動は、現場の保育士に大きな心理的負担を与え、離職や休職につながると、結果的に保育の質の低下を招く深刻な問題であると私も考えます。

札幌市私立保育園連盟の皆様からも多くの声をいただいており、具体的には、先ほどありましたけども、担任を変えてほしい、また、何々ちゃんと一緒に卒園式に出たくないから出席をさせないでほしいなどの過度な要求や職員への恫喝に近い、なかなかここで申し上げられないようなひどい言葉、発言などが報告をされております。

実際に市内の園では、こうした行為により、職員がPTSDを発症し、退職に至った深刻な事例もございます。

また、私立保育園連盟の加盟園の多くが加入している、保険に附帯されたほいくリーガルサービスでも、この一、二年で保護者からのハラスメントの相談が急増しており、その内容は過度な要求、威圧的な言動、長時間クレームなど、現場を疲弊させるものを中心だということでもございました。

こうした状況が続けば、現場職員は萎縮し、本来子どもと向き合う時間や気力が削がれ、結果として、子どもたちの育ちにまで影響を及ぼしかねません。

保護者との信頼関係を築きながらも、保育士が安心して専門性を発揮できる、心理的に安全な職場環境を整えることが急務であると考えます。

保育現場において、保護者との良好な関係を維持しつつ、現場の保育士が安心して専門性を発揮できる環境を整えていくためには、市の積極的な関わりが必要であると考えます。

そこで質問ですが、保育現場を支援する取組について、市の考えをお伺いいたします。

●山縣支援制度担当部長 保育現場を支援する取組について、市の考えについてお答えします。

子どもや保護者の置かれている状況は様々でありますので、園が要望の背景や真意を把握するこ

とが重要であり、保護者への理解を深めて、園が適切に対応できるよう、保護者支援に関して学ぶ機会が必要であると認識しております。

あわせて、ハラスメントを未然に防ぐには、保護者自身が、自身の要求が社会通念上不相当であるかどうかについて、気づきや理解を促すことが必要だと考えております。

このため、関係団体とも協議しながら、保育現場を支援するため、研修や会議等で事例を共有するなどの効果的な学びの機会を提供することに加えて、保護者に啓発するための手法等についても検討してまいりたいと考えております。

●和田勝也委員 こういった保護者が、保育園を終わって、また義務教育課程になっても、多分同じことを繰り返すと思いますので、こういったことが社会通念上おかしいということ、なかなか保育園は言えませんので、しっかりとした言えるような環境をつくって、そういった対応していただきたい。そう思っております。

保育園は応諾義務が課せられており、全ての子どもを受け入れるという公的福祉の理念を体现する大変重要な仕組みでございます。しかし、同時にこの制度は、現場において、保護者からの不当な要求や威圧的な言動に対しても容易に拒否できない、構造的な課題を抱えております。

とある保育園の園長先生に言われましたけども、保護者は苦情や要望をちゃんと伝える窓口があるのにもかかわらず、保育園側はそういった相談をする窓口がないと。子ども未来局の皆さんにお伝えしても、子ども未来局の方は、保護者と園の意見をちゃんと聞いて、園にしっかり対応してくださいということしか実際はできないというのももちろん分かっていますけども、園もしっかりと対応できる相談窓口が欲しいという話も言っておりました。

あと、今回、このハラスメントの話は初めてさせていただくときに、僕はカスハラという言葉を使ったんですけども、私保連の方からは、保育園と保護者の関係性というのは、サービスを提供す

る側、サービスを受ける側ではないんだと。子どもを家庭と保育園で一緒に育てる対等的な立場であると、これが原理原則なんだと。ここを、今、この世の中で、どちらが対等的な関係ではなく、上下の関係になっている、そういったことも、構造的な課題もあるのではないかというような話もされておりました。

行政はこうした現場の声に真摯に耳を傾け、ハラスメントの発生を防ぐ仕組み、職員を守る仕組み、そして保護者との協働を支える仕組みを整える責務があると思います。

現行制度の運用改善では限界があり、法改正を通じて、正当な理由の中に保護者のハラスメントを明示的に定義することが、根本的な解決につながると思います。

国においても、まさにこれから調査を行う段階であるとのことでございます。

札幌市としても、こうした国の議論を先取りし、現場職員が安心して働ける環境と、保護者とともに子どもを育てる信頼の保育環境を実現するよう、積極的に取り組んでいただくことを強く求め、質問を終わります。

●おんむら健太郎委員 私からは、こども誰でも通園制度と里親支援の2項目について質問をいたします。

質問に入る前に、私も保育士でございましたので、今の和田委員のお話というのは非常に分かる部分がございます。本当に無理難題の要求とかもございますので、ぜひ保育施設に寄り添った対応をやっていただきたいなと思います。

そして、先ほどの森山委員の質疑の中でも、保育施設に対して定員が割れている保育施設では、定員の柔軟な増減ですとか、建て替えのときに定員増を伴わない補助の話というのもありましたが、子どもが今すごく少なくなっている中で、保育士を雇用し続けられるのかということに非常に不安に思っている、何十年もその地域の保育を支えてきた施設さんがたくさんございますので、ぜひ保育士の家賃補助ですとか、市独自の支援メニュー

とかも拡充するなどしていかないと、閉園する保育施設が本当に出てくるのではないかなど。保育環境が悪化していくんじゃないかという懸念を私は思っております。そして、保育というのは、インフラサービスだと考えておりますので、ぜひ、そこに財源を割いていくことは、決して僕は無駄ではないと思っておりますので、そのことを、ぜひ将来に向けて考えていただきたいと思いますということをお伝えさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、こども誰でも通園制度について幾つか伺います。

こども誰でも通園制度は、来年度から給付制度化され、全国一律に実施されることとなります。この制度について、本市では令和6年度から試行実施しているところです。

本年3月に行われた予算特別委員会では、この試行実施の中で様々課題が指摘されていることや、ちあふるにおけるこども誰でも通園制度の実施予定について伺いました。

それから、7か月が経過しましたが、本格実施を目前に、まだまだ多くの課題が残っているのではないかと推察するところでございます。

本日は決算特別委員会ということでございますので、試行実施の状況について伺っていきたくと思います。

最初の質問です。こども誰でも通園制度の試行実施をした、昨年度の実施施設数や利用児童数などの実施状況について伺います。また、現時点の状況についても、併せて伺います。

●札幌子育て支援部長 昨年度の実施施設数と現在の状況についてお答えいたします。

令和6年度のこども誰でも通園制度、実施施設は15施設でございました。年間登録児童は625名であり、このうち288名、延べ951名の利用があったところでございます。

令和7年度につきましては、現時点で実施施設数が23施設であり、今年度は6月末から利用登録を開始しまして、9月末時点の登録児童は393名

となっております。このうち、172名、延べ807名の利用があったことから、延べ利用児童数は大幅に伸びる見通しでございます。

また、11月1日からは、実施施設が8施設加わりまして、31施設となる予定であることから、制度を利用しやすい環境になるものと認識しております。

●おんむら健太郎委員 今、答弁聞いていました。実施施設は昨年度が15施設だったのが、11月には31施設となりまして、昨年度から考えると倍増に近いということでございましたが、確かに施設数は倍増したのかもしれませんが、それでも、本格実施がやはり目前に迫っているということを考えてときには、少しも物足りなさもあるのかなと感じております。

やはり、誰でも使いやすい制度となるには、もともと協力していただく施設を増やす必要があるのではないのでしょうか。

実施施設の確保に向けては、事業者の協力が不可欠であることは言うまでもありませんが、実施する事業者に対する支援が、現状ではやはり十分ではなく、私立保育施設ではなかなか実施に踏み出せられないといった課題もあるというふう聞いております。

こういった状況も踏まえ、本年の予算特別委員会で、私は、ちあふるがこども誰でも通園制度を未実施だったということから、公立施設だからこそ、受入れ態勢を整えていただきたいというお話を伝えさせていただきました。

現状を見ますと、本市はちあふるも含めて実施施設を増やそうと、様々考えられているのかなど推察するところであります。

そこで、次の質問です。

こども誰でも通園制度のさらなる実施施設の確保に向けて、どのように取り組んでいるのか、伺います。

●札幌子育て支援部長 実施施設を増やす取組についてお答えいたします。

現時点では、厚別区、南区に実施施設がないほ

か、西区も実施施設が1施設のみと、区によって供給量にばらつきがございます。

より利用しやすい制度とするためには、各区で供給量を確保する必要がございます。実施施設がない区の保育施設へ重点的に訪問することで、来年度からの実施を前向きに検討する施設も出てきているところでございます。

また、市内の全保育施設を対象に、制度の情報交換会を複数回実施し、実施施設のさらなる掘り起こしにも取り組んでいるところでございます。

これらの取組によりまして、来年度からの実施意向が示された施設については、認可手続に向けた準備を伴走支援することで、実施施設の確実な確保に取り組んでまいりたいと考えております。

●おんむら健太郎委員 区によってばらつきがあったりするけれども、今、訪問ですとか情報交換会などで丁寧に取り組んでいる結果で、年度途中にも実施施設が増えてきているということでしたので、少しずつ広がってきているのかなというふうには感じました。

来年度の本格実施に向けては、引き続き、丁寧に事業者の皆さんとお話をさせていただきたいというふうに思いますし、また、公立施設については、現在、ちあふる3園での実施でございますけれども、3月の予算特別委員会で求めさせていただいたとおり、やはり公立施設での実施を通して、民間保育施設へのノウハウの共有などを進めていくためにも、全区のちあふるでの実施をぜひとも実現させていただきたいなと思っておりますので、そのことを求めさせていただいて、次の質問に入らせていただきます。

次に、里親支援について幾つか伺います。

初めに、里親養育における不調を減らすための取組についてです。

2016年に児童福祉法が改正され、子どもの家庭養育優先の原則が明記されました。あわせて、都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市には、里親等委託の推進に向けて、受皿となる里親等を増やすとともに、質の高い里親等養育を実現

することが求められました。

2022年2月に取りまとめられた、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書では、里親支援機関を児童福祉施設として位置づけることが提言され、同年4月の児童福祉法の一部を改正する法律において、里親支援センターが創設されました。

一方、全国的に里親委託がなかなか進まないことから、総務省行政評価局は、里親委託に係る調査を実施しております。調査結果を基に、子どもの委託を受けていない未委託里親への委託の推進や年々増加傾向にある、子どもと里親の関係が悪化し、養育を継続できない状態になる里親不調の未然防止など、里親への支援が不十分として、昨年6月、こども家庭庁に対して勧告を行っております。

里親支援センターの業務は里親制度の普及促進、リクルート、里親研修、トレーニングなど多岐にわたります。その中でも、里親と十分なコミュニケーションの下、信頼関係の構築に努め、里親と一緒に養育への不安や悩みと向き合い、里親が自信を持って養育を行えるよう支援を行うことは、センターの業務の根幹の一つと言って過言ではないと思います。

我が会派の議員が、この夏、視察いたしました、静岡市里親家庭支援センターでは、里親登録前に里親としての心構え、知識、技能を身につけてもらうため、きめ細やかな対応をされていたそうです。例えば、里親サロンへの参加やその人に合った子どもとの関わり・体験を提案し、具体的に養育のイメージができるよう、児童相談所や里親会と連携しながら取り組んでいたとのことでございます。

このようなきめ細やかな対応により、委託率、稼働率の高さにつながっており、委託後の不調の少なさにつながっているとのことでした。

また、2024年、国定義の里親支援センターになったことで、安定した継続的な里親支援ができるようになったということも聞いております。

札幌市においても、今年の4月に里親支援センター1か所を設置し、フォスタリング機関2か所との協働による里親支援体制の構築に着手したところであり、今後の里親支援策が強化されていくことを期待しております。

そこで、質問です。

全国的にも課題となっている、里親養育における不調を減らすために、今後、札幌市としてどのように取り組んでいく考えか、伺います。

●宮本児童相談所長 里親養育における不調を減らすための取組についてお答え申し上げます。

里親養育における不調の要因は、複雑かつ多岐にわたるものでありますが、子ども自身の生来的な発達特性や虐待の影響による大人への試し行動、また、攻撃性・衝動性の高さなどへの対応に困難を来す場合が多いと認識しております。

こうした子どもにとって、不調を原因とする里親との分離や離別は、新たな喪失体験につながることから、里親登録に際しましては、里親の役割はもとより、愛着形成の重要性や虐待の影響によるトラウマなどについて、事前に十分な理解が得られるよう、研修を実施しております。

また、子どもの委託直後には、定期訪問や電話などの頻度を増加し、相談しやすい関係を構築しながら、養育に深刻な困難が生じる前の手厚い支援に努めているところでございます。

今後は、さらに里親登録前のガイダンスの段階におきましても、先輩里親の体験談の聴講や里親家庭の訪問を通じて、登録希望者が子どもとの生活を具体的にイメージできる機会を提供するとともに、当事者である里親同士のつながりをより強固にしながら、行政や各支援機関を含む、全ての関係者が安定的な里親養育の実現を目指して、取組を進めてまいります。

●おんむら健太郎委員 不調を減らすために、これまでの取組はもちろんのこと、登録を希望する入り口の段階からも取組を強化し、関係者全体で取り組んでいく旨、理解をさせていただきました。

次に、子育て支援の観点から、里親ショートステイについて伺います。

子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ事業は、2021年に児童福祉法が改正され、里親等に児童を直接委託して実施することが可能になりました。

札幌市では、この法改正を受け、2023年から北区と厚別区の2区において、里親ショートステイのモデル事業を実施し、2024年には、これに中央区を加えた3区で実施してきたところです。

本年7月には、さらに3区を加え、そして、本年8月には、残り4区を含めた全ての区で里親ショートステイが実施可能となりました。

子育て世帯が、時には育児に疲れて休息が必要となるのは当たり前で、その支援策として、まずは里親家庭も活用できるショートステイを全区で可能としたことは評価しております。

子育てに悩んだり、出張などがあっても預ける先がない保護者にとって、一時的に預かってもらえる選択肢が増えたことは大変喜ばしいことだと思っております。

しかし、里親ショートステイにおいて、保護者と里親との橋渡しを行っている里親支援センターやフォスタリング機関は、里親ショートステイの申込みがあった際、里親とのマッチング、マッチングが決まったらアレルギー情報などの把握、保護者、保育園などとの調整、保護者宅・里親家庭までの送迎までを担っております。

実際に、里親としてショートステイを受けている方からは、多くの子育て家庭にショートステイを利用してほしいけれど、利用が増えれば、それだけ、それに相当する人手を要することから、支援機関の負担が増大していくことにより、事業が立ち行かなくなることについて懸念していると聞いております。

そこで、質問です。

里親ショートステイの全市展開からはまだ数か月の状況ですが、里親ショートステイの実績はどのようになっているのか。また、今後利用が増え

ていった場合に、札幌市としてどのように取り組んでいく考えか、伺います。

●宮本児童相談所長 里親ショートステイの実績と今後の取組についてお答えいたします。

里親ショートステイは、里親支援センターに配置した職員1名が、事業全体をコーディネートするとともに、市域の一部の利用調整をセンターから二つのフォスタリング機関に委託し、3機関で分担しながら取り組んでいるところでございます。

今年度の実績につきましては、3区での実績である4月から6月末までに、延べ39人の利用、8月以降の全市展開を含む7月から9月末までに、延べ86人、合計125人の利用と、半年間で昨年度の実績122人を超えたことから、市民のニーズが非常に高いことがうかがえます。

また、利用した子どもの8割以上が乳幼児でありまして、保護者が不規則な生活リズムになりやすく、よりきめ細やかな育児が必要な年代において、一時的な休息を求める事例が多いことも明らかにしたところでございます。

今後、ますます利用ニーズが増えていくと予測される中、保護者の育児疲れなどを早期に軽減し、虐待の未然防止につなげるため、時期を逃さず支援を提供できるよう、運営上の負担軽減と体制強化の両面から、本事業を検討してまいりたいと考えております。

●おんむら健太郎委員 里親支援は、里親登録数を増やすことや里親等委託率を上昇させるといった、数値的な支援だけでは語ることはできません。様々な理由で、家庭で暮らすことのできない、措置先を選ぶことのできない子どもたちの重要な選択肢の一つです。覚悟を持って里親となっても、愛着形成の重要性やトラウマ症状について、事前に十分に理解し、学んでいたとしても、深い傷を負った子どもたちの養育というのは困難を極めることが少なくありません。

社会的養護の子どもたちを支える里親の養育の質の向上、里親不調を減らすことが、家庭を必要とする子どもたちにとって最も大切なことです。

また、育児疲れなどの保護者が安心して子どもを預けられる環境の確保、子育て支援の充実のために多くの里親が活動すること、そして、里親への支援の充実というのは本当に重要であると認識しております。

今年度、里親支援センター1か所が開設されましたが、本市の里親の登録数を考えれば、養育支援のさらなる充実、ショートステイの強化のためにも、第2、第3の里親支援センターは、必置すべきものと考えます。

ぜひとも、里親支援の一層の体制の強化に向け、オール札幌市で取り組んでいただきたいと強く要望し、私の全ての質問を終わらせていただきます。

●熊谷誠一委員 私からも、まず、里親に関して、里親制度の推進についてと、社会的養護自立支援拠点について、順次質問させていただきたいと思います。

まず、1点目は、里親支援センター設置後の支援体制についてでございます。

近年、児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもへの支援として、社会的養護の質・量ともに拡充が求められています。

全ての子どもは、適切な環境で安心して自分を委ねられる大人によって養育されるべきであり、特に家庭養育である里親家庭で当たり前の生活を送る体験は、社会的養護を必要とする子どもにとって、大切なかけがえのない体験でございます。

札幌市では、令和3年度に里親のリクルートや各種研修、養育中の支援など、包括的に里親支援を行うフォスタリング機関を市内2か所に設置し、翌令和4年度には、同機関はさらに1か所追加しております。

これにより、全ての児童を対象とするフォスタリング機関1か所、乳幼児に特化したフォスタリング機関1か所、障がい児に特化したフォスタリング機関1か所の3フォスタリング機関による支援体制を構築しました。

このように、札幌市が各フォスタリング機関の

専門性を生かした里親支援を行うことで、里親のニーズに応えながら、里親会、児童相談所等との連携の下、里親の孤立を防ぐ取組を行ってきたことについて、これまで質疑等で繰り返し求めてきた我が会派として、一定の評価をしているところでございます。

一方、国においては、里親家庭の支援をさらに強化するために、令和4年度の児童福祉法改正により、児童相談所の業務負担が著しく増大する中で、民間と協働して支援の強化を図り、家庭養育の推進により、児童の養育環境を向上させることを目的に、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけたことから、本年、第1回定例会市議会における我が会派の福田議員の代表質問において、里親制度の推進について質問させていただき、当時の副市長より、里親支援センターを1か所開設する旨の答弁があったところでございます。

こうした流れの中で、札幌市では、子どもや里親の意見に耳を傾けながら、里親支援体制の強化を図ることを目的として、里親支援センター1か所を新設し、フォスタリング機関2か所と合わせて、新たな里親支援体制を整備いたしました。

里親支援センターは、制度の普及、リクルート、研修、トレーニング、里親委託推進、里親等養育支援、委託児童の自立支援事業と多岐にわたり、里親が安心して子どもたちを養育するため、果たすべき役割については大変大きな期待が寄せられており、我が会派としても、その取組に大いに期待しているところでもございます。

そこで、まず一つ目の質問でございますけれども、里親支援センター設置後、フォスタリング機関2か所とどのように役割分担をしながら里親支援を進めているのか、お伺いいたします。

●宮本児童相談所長 里親支援センター設置後の支援体制についてお答え申し上げます。

社会的養護を必要とする子どもが安心して里親家庭で過ごすためには、里親支援センター及びフォスタリング機関が、里親の登録時から、子どもの自立を見据えた長期的な視点で、一貫した関

わりと適切な支援を行うことが重要と認識しております。

このため、里親支援センターの設置を契機に、乳幼児や障がいの有無などの、いわゆる機能別で各支援機関が担ってきた役割を見直し、子どもの年齢や状態像にかかわらず、乳幼児期から継続的な支援を提供できるよう、市域を分担し、エリアごとの担当制に変更したところでございます。

また、里親支援センターは法に基づく施設として、従来の取組に加え、里親のレスパイトの調整や里親の元で暮らす子どもの自立に向けた支援をフォスタリング機関に先行して実施し、ノウハウの蓄積を図っているところでございます。

今後はこうした取組を通じて、各支援機関が有する専門性の共有と行政を含めた一つのチームとして、さらなる連携強化を図りながら、長期的に、札幌市における里親養育の質の向上をさせてまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。

里親支援センター設置後の支援について理解させていただきました。

里親支援センターは今年度設置され、様々な養育の悩みを抱える里親からの期待も大きいものと認識しておりますので、里親家庭にとっても分かりやすい支援体制が構築され、質の向上が図れることを期待しております。

次に、里親等の委託率の向上及び支援の強化に向けた取組についてお伺いいたします。

我が会派でも、実際に、この7月の初めに里親支援センターを視察させていただいて、里親の登録から子どもの里親への委託に至るまで、懇切丁寧に各里親に関わられているお話を、センター長からお話を伺ってきたところでございます。

また、養育里親の方々が、高い熱意を持って子どもの養育に当たられていることを実感できる動画も視聴させていただき、札幌市にはこのような強い意志と志と使命感を持って、社会的養護の子どもたちを受け入れてくれる里親がたくさんいると理解し、一市民として大変誇らしく思ったとこ

ろでもございます。

さて、その里親数ですが、札幌市における登録里親数は、令和2年度に301世帯であったところ、令和6年度末時点では479世帯と、5年間で179世帯、1.6倍に増加しており、里親制度が着実に浸透していると認識しております。

一方、国からは、令和11年度末に、全年齢で50%以上の里親等委託率を達成するよう求められておりますが、札幌市における令和6年度末時点の里親等委託率は42.1%という状況でございます。

国が示すような、この数字というのはもちろん大事でございますけれども、これは全てではないと考えておりますので、実際の数字を抜きにしても、より多くの社会的養護の子どもたちに家庭という場を確保するために、さらなる里親の登録数の増加、登録した里親に円滑に子どもを委ねることができるよう、様々な取組の強化が求められていると考えるところでもございます。

そこで、二つ目の質問でございますけれども、国が示すこの目標の達成、今後の支援の強化に向けて、里親支援センターの設置後、どのように取り組んでいくお考えか、伺います。

●宮本児童相談所長 里親等委託率の向上及び支援の強化に向けた取組についてお答えいたします。

国が示す里親等委託率の達成のためには、さらなる登録里親の確保とマッチングの強化、また、未委託の里親への委託の推進などが特に必要と考えております。

そのため、里親支援センターを事務局として、里親委託の推進を図ることを目的に、大学教員や社会的養護の専門家を構成員とした、里親委託等推進委員会を新たに設置し、潜在する里親希望者に向けた、より効果的な普及啓発の在り方や里親ショートステイなどの短期委託も含めました、里親経験の機会の拡充について検討を開始したところでございます。

さらに、各支援機関のエリア担当制移行に伴いまして、それぞれが担当する地域の里親家庭への

訪問を強化し、9月末時点で約80世帯を訪問の上、受入れの意向を再確認したところであり、未委託里親への委託の推進に向けて、引き続き、精力的に取り組む予定でございます。

今後も、様々な事情で家庭を離れて暮らす子どもたちが、より家庭的な環境で養育されるよう、里親制度の一層の推進に向けて、着実に取り組んでまいります。

●熊谷誠一委員 まず要望を最後に述べ申し上げたいと思いますけれども、全ての子どもにとって、基本的な信頼関係を形成し、心身の健全な発達を保障することが必要であり、そのために、特定の養育者という重要な役割を担う存在として、里親は欠かすことのできない存在であると思いません。

今、ご答弁いただいたように、推進委員会の設置等ですね、これからさらに取組を推進していただくところでもございますけれども、先ほど、おんむら委員からも要望があったとおり、現在のこの一つの里親支援センターでは、なかなか、こういった取組を推進していくことも難しいのかなとも思いますので、この残り二つのフォスタリング機関についても、様々な意味で分かりやすい里親支援センターに移行する、そういったこともしっかり検討していただくよう、求めさせていただきます。

いずれにしましても、今後も里親の下で安心して暮らす子どもたちがさらに増えていくよう、支援体制の拡充を要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、社会的養護自立支援拠点について伺いさせていただきます。

これまで、我が会派では、社会的養護経験者、いわゆるケアリーバーの支援について、質疑を重ねてきたところでございます。

私自身、児童養護施設に入所していた3人の子どもを私の両親が預かっていたり、もちろん委託は受けておりませんが、友人が頻りに転がり込んできた、そんな家庭で私自身育ったことか

ら、重要な取組として、これまで注視してまいりました。

また、この関わった彼らが成人し、働いても、なかなかこの仕事が続かなく、我が家を出たり入ったり、繰り返していたことも、目の当たりにしてきた一人でございます。

ちなみに、我が家を頼ってくれた彼らですけども、東京で会社を立ち上げ、従業員を雇い、持ちビルを持ったり、それぞれ、現在、立派に自立した生活を送っているということを申し添えさせていただきます。

話は戻りますけども、令和4年予算特別委員会では、我が会派の森山議員より、児童福祉法改正により検討されていた年齢制限の撤廃、ケアリーバーのための自立支援拠点事業、ケアリーバー間の相互交流について言及し、当事者に寄り添った支援体制の拡充を要望させていただいているところでございます。

また、令和5年決算特別委員会では、自立支援の今後の取組について伺い、自立支援拠点の設置を検討している旨の答弁があり、本年第1回定例市議会の福田議員からの代表質問にて、当時の副市長からは、包括的な相談支援を行う自立支援拠点を一つ開設する旨の答弁があったところでございます。

様々な事情により、家庭で養育を受けることができない、社会的養護の子どもたちは行政のみならず、児童養護施設や里親家庭などで、職員や里親の皆さんからの温かい支援を受けながら成長し、その子どもたちも就職や就学等により、いずれは施設や里親のもとを巣立つときを迎えます。そうした方々が社会に出て悩んだときに寄り添える相談先として、北海道は令和6年4月から、社会的養護自立支援拠点を先んじて開設、札幌市も若干は遅れましたけども、今年の8月から、北海道との共同運営により、拠点を開設したところでございます。

我が会派として、施設や里親への設置を解除された、社会的養護経験者等への支援強化の必要性

について、先ほども述べましたとおり、これまで地道に訴えてきたところであり、今回、札幌市も拠点を開設したことについては、一定の評価をしているところでございます。

そこで質問ですけども、社会的養護自立支援拠点では、困難を抱えた社会的養護経験者等に対して、どのような支援を行っているのか。また、支援を受けた方々の反応について、お伺いいたします。

●宮本児童相談所長 社会的養護自立支援拠点の支援内容と利用者の反応についてお答えいたします。

この拠点では、社会とのつながりが弱く、孤立しがちな社会的養護経験者等が安心して過ごすことができる居場所を提供しておりまして、ここでは一緒に食事をしたり、季節のイベントを行うほか、自助グループ活動も展開されるなど、相互交流や情報交換の場として活用されております。

また、特に手厚い支援が必要な方には、拠点に配置している支援員が個別に相談対応をし、金銭や就労、住居など、個々の課題、生活状況に応じた支援計画を利用者とともに策定しながら、適切な支援につなげているところでございます。

さらに、法律上のトラブルを抱えていたり、心理的な支援が必要な場合もありますことから、弁護士や公認心理師といった専門職が対応するほか、帰住先がない利用者への一時的な住居や食事の提供なども行っております。

こうした支援を通じ、利用者の反応としましては、同じような経験をしている人と気軽に話せて、気持ちが楽になった。将来を見据えて頑張ろうというモチベーションが上がった。この居場所の認知度がもっと上がるとよい。そういった肯定的な感想が多く聞かれており、拠点の意義について浸透し始めているものと認識しております。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。

私と父親が預かった子どもたちがいたときのときに比べれば、非常に充実した取組を今されているんだということで、感銘を受けたところでござ

います。

様々な悩みに対応するための支援メニューとか職員配置が整えられておりまして、社会的養護経験者等が困難を抱えた際に、孤立することなく、拠点がその方々の支えとなることをぜひ期待しております。

次に、拠点の運営に当たっての児童養護施設や里親等との連携についてお伺いいたします。

社会的養護経験者等が自立後に困難を抱えた際に、孤立を防ぐための方法の一つとしては、困難を抱えた方に助けが必要になった際に、寄り添い、支える体制の構築が必要でございます。

社会的養護経験者等が困難を抱えた際に、自ら支援機関や児童養護施設、里親等に助けを求められるとよいのですが、適切な支援機関を探し出し、相談することは難しく、施設や里親を頼れない方が少なくございません。

施設等からも自立した後、初めて一人で生活するに当たり、環境の変化や職場、学校での人間関係などを理由に、困り事を抱えてしまう方も多く、社会的養護経験者等は家族や親戚等を頼れず、出身施設や里親などにも心配をかけたくない、また退所後も支援が必要な存在だと思われたくないなどの複雑な思いから、孤立してしまう例も少なくないと思います。

加えて、仮に施設や里親に相談があったとしても、社会的養護経験者等が抱える困難を、施設や里親だけで解決することは難しい場合ももちろんございます。

社会的養護自立支援拠点には、専門職員も、先ほど答弁ありましたように配置され、社会的養護経験者等が抱える様々な悩みに対応する体制が用意されており、期待をするところでございますけれども、拠点の効果をより発揮するためには、社会的養護経験者等本人や児童養護施設、里親等に拠点の存在を認識していただき、必要なときに支援につながるよう、連携することが極めて重要と考えます。

そこで最後の質問ですけれども、拠点の運営に当

たり、児童養護施設や里親等と今後どのように連携していくのか、お伺いいたします。

●宮本児童相談所長 児童養護施設、里親などとの今後の連携についてお答えいたします。

社会的養護経験者等が困難を抱えた際、速やかに支援につながるためには、心を開いて相談できる相手が必要であり、施設や里親家庭にいるときから、拠点で支援が受けられることを知ってもらい、拠点との関係を築いていくことが重要と認識しております。

このため、施設などと連携し、支援員が地域へ出向いて、施設や里親家庭にいる児童とあらかじめ交流の機会を持つなど、アウトリーチ型の支援や周知活動を行い、関係づくりを進めていく予定でございます。

さらには、若者支援機関や企業団体が開催する研修会の場合などを活用しまして、この拠点の目的、役割への理解や共感を得ながら、関係機関と幅広いネットワークの構築を図り、複雑かつ困難な悩みを抱える社会的養護経験者等の自立支援を進めてまいります。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。

まさに、今、ご答弁いただいたように、施設や里親、ここにいるときからつながっていなければ、社会に出てからいきなり支援拠点があると言われても、そこに相談に行きたいなんて思うわけもございませんので、ぜひそういった取組を推進していただきたいと思います。

社会的養護経験者等が困難に直面したときに、次に支援につながることは大変重要でございます。

また、複雑な悩みを抱える方たちには、拠点だけでは十分に支援できないこともございますので、関係機関とのネットワークづくりも必要不可欠であるとも考えます。

北海道との共同運営による社会的養護自立支援拠点を8月から開始し、まだまだ走り出したばかりでございますので、様々な支援に取り組んでいることは理解いたしましたけれども、今後も北海道運営事業者及び関係機関との連携をしっかりと

密にしながら、社会的養護経験者等を孤立させず、自立につなげていくよう、取り組むことを要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

●長屋いずみ委員 私からは、社会的養護の下で育つ子どもの意見表明に関わって、3点伺います。

まず、国においては、2022年に児童福祉法が改正され、2024年4月から施行されております。

この改正では、子どもの権利擁護の強化として、権利擁護の環境整備の実施義務化、意見聴取等措置が実施義務化、意見表明等支援事業の体制整備の努力義務化が盛り込まれ、全国の自治体に対応が求められています。

これまで、日本は国連・子どもの権利委員会からの勧告に十分に答えてこなかったこともあり、いじめや不登校など、子どもの声が届きにくい状況が続いてきました。その意味でも、2022年の法改正は、子どもの権利を社会に明確に位置づけた大きな一歩と捉えております。

札幌市では、2009年に子どもの権利条例を制定し、現在は第5次さっぽろ子ども未来プランに基づき、子どもの権利に関する推進計画によって、具体的な取組が進められております。

こうした継続的な取組により、子どもに権利があることを知っている子どもの割合も増加してきております。

今回は、その中でも、特に社会的養護の下で育つ子どもたちに焦点を当て、意見表明の保障の在り方について、改めて確認したいと思います。

そこで、法律上、意見表明等支援事業は都道府県の努力義務とされておりますが、札幌市では子どもの意見表明等支援にどのように取り組んでおられるのか、伺います。

●宮本児童相談所長 子どもの意見表明支援の取組状況についてお答え申し上げます。

社会的養護を必要とする子どもの中には、これまでの経験から、大人に対して不信感を抱いたり、自らの意見を聞いてもらう経験などの不足から、

気持ちを表現することが難しい子どもも多く、そのような子どもたちがいつでも自らの意思で意見を発することができるよう、支援していくことが重要と認識しております。

この意見表明支援の取組を進めるに際しましては、子どもが率直な思いを表出しやすいよう、行政や施設などとは異なる第三者が中立公平な立場で関わるのが効果的とされているため、子どもの声を聞き、意見を尊重する意見表明等支援員、いわゆるアドボケートを養成し、子どもたちと丁寧な信頼関係を構築していくこととしました。

具体的には、昨年度、国のガイドラインに基づき、9日間、全47時間に及ぶアドボケート養成研修を実施し、本年3月から研修を受講した、約30名のアドボケートが、市内5か所の児童養護施設への訪問を開始しまして、今年度は9月末時点で27回の訪問を行い、延べ117名の子どもが利用しているところでございます。

●長屋いずみ委員 身近な大人に対しては、どうしても影響を気にして、本音を語りにくくなるものです。そうした子どもにとって、アドボケートは安心して話ができる第三者であり、子どもの声を届けるための橋渡し役として、重要な役割を果たしております。子どもが安心して話せる環境づくりが始まっていることを確認できました。

4月から9月までの訪問回数は27件、施設は5か所ですので、月1回ほどの訪問と推察いたします。

これはまだ始まったばかりですが、一步一步が制度としての基盤を築くものと受け止めております。

次に、子どもとの関わり方や生き方について、札幌市ではどのような工夫を行っておられるのか。また、子どもから何らかの意見や提案などがあったのか、伺います。

●宮本児童相談所長 子どもへの関わり方、聞き方や子どもからの意見についてでございます。

取組を開始する前には、施設職員や子どもに対し、複数回にわたり、事業を丁寧に説明したほか、

アドボケートと子どもとの面談を開始した後も、何を話すか、あるいは何も話さないかも含めて、子どもが主体的に選択できるよう、十分な配慮をしつつ、取り組んでおります。

また、話を聞く際には、子どもが話しやすいよう、要望に応じて相談場所を変えたり、言葉の表出が苦手な子どもが感情を示しやすいよう、気持ちを表す言葉が記載されたカードなども活用しているところでございます。

これまでの取組の中では、子どもから、施設での生活などについて具体的な要望や提案はなされていないものの、当初は控えめだった子どもたちが、回を重ねるごとにアドボケートの来訪を心待ちにする様子が把握されるなどの変化が見られているところでございます。

●長屋いずみ委員 子どもが自らの声を形づくることを支えるため、情報共有の在り方も工夫されていることを理解いたしました。

これまでのところ、施設生活に関する具体的な提案は出ていないとのことですが、子どもたちが安心して話せる関係が育ちつつあることは、大きな意義があると考えます。

楽しい、うれしい、いらいらする。どんな気持ちであっても、それを受け止めてもらって、初めて、子どもは自分の感情に気づき、それを大切にしようと思えるようになります。

このような環境づくりが進んでいることに心強さを感じております。

最後に、社会的養護の下で育つ子どもの意見表明の保障について、今後、どのような方向で取組を発展させていくのか、お考えを伺います。

●宮本児童相談所長 今後の方向性についてお答えいたします。

子どもが自分の気持ちを主体的に伝えられるようになるためには、アドボケートとの信頼関係の構築・強化が不可欠でありますことから、今後も定期的な訪問を積み重ね、子どもの意見表明に結びつけられるよう、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

●長屋いずみ委員 重要な方向性だと受け止めております。

札幌市では、既に子どもの権利ノートの配布や児童相談所や子どもアシストセンターなどへのアクセス体制が整備され、子どもに権利があると伝える第一歩が着実に形になってきていると感じます。

今後、現場から見えてきた課題があれば、都度改善を重ねながら、より実効性のある制度に育てていただきたいと思います。

なお、現時点で、意見表明支援の対象が児童養護施設及び児童相談所に限られていると伺っておりますが、今後は里親家庭やファミリーホーム等で暮らす子どもたちにも、要望があれば対応を拡大すべきではないでしょうか。

支援の裾野を広げていくことこそが、子どもの権利条例の理念を現場に根づかせていく道だと考えます。一つ一つの取組が、子どもの声を聞く社会、子どもの権利が尊重される社会の大きな一歩につながります。今後の具体的かつ、実効性ある取組の展開に期待し、私の質疑を終わります。

●松原淳二委員長 ここでおおよそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時15分

●藤田稔人副委員長 委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●こじまゆみ委員 私からは、東部児童相談所における地域への取組について伺います。

最初に、東部児童相談所の開設に際して、地域住民への周知活動について伺います。

先月22日に、市内2か所目となる東部児童相談所が白石区に開設されました。令和元年に発生した2歳女児の衰弱死事案を契機に、札幌市は職員増員や専門性向上など、児童相談体制の強化に尽力し、本開設は児童相談体制の強化における重要な節目であると認識しております。

我が会派では、東部児童相談所が子どもとその家族に対する支援機能の強化を図るためには、地域の関係機関との連携強化が不可欠であると認識しており、さきの代表質問において、連携強化の具体的な方策について質疑を行ったところ、東部地域におけるアクセス性の向上の利点を生かし、重層的な支援がより円滑に進むよう、地域の関係機関との顔の見える関係づくりを積極的に進めるという趣旨の答弁をいただきました。

私も開設前の議会向け内覧会に参加させていただき、個室を基本とする一時保護所をはじめ、親子の交流を支援する専用室、警察・検察との合同で虐待された児童の声を聞く司法面接室など、子どもの安全と安心を重視した新しい庁舎を視察し、実際に目で見て確かめることの重要性を認識してまいりました。

また、東部児童相談所が主導して、地域の関係機関及び地域住民に対し、相談支援の重要性を理解していただくとともに、連携強化を図るための第一歩として、こうした機会是非常に有効であったと考えます。

そこで、質問ですが、東部児童相談所の開設に向けた周知活動について、どのような対象に対して行い、どのような効果があったと受け止めているのか、お伺いいたします。

●**山形東部児童相談所長** 東部児童相談所開設に当たっての地域への周知についてでございます。

東部児童相談所の開設に当たりましては、7月から9月までの3か月間、地域の各種会議等に出向いて概要を説明するとともに、関係機関を招く内覧会を計画的に実施したところです。

具体的には、所管する4区の連合町内会や民生児童委員協議会等への説明を通じまして、地域住民に広く情報提供をし、また、内覧会においては、児童福祉をはじめ、警察、司法、教育等の幅広い分野にわたり、計600人以上の関係者を迎えることができたところです。

地域の方々からは、児童相談所の仕事や役割がよく分かったといった声が寄せられるなど、新庁

舎での本格的な業務開始に向けて、一定の理解を得ることができまして、地域全体で子どもを手厚く見守る体制づくりの足がかりになったと考えております。

●**こじまゆみ委員** 東部児童相談所への見学は、600名以上の方々にご参加いただいたということで、今後の東部地域における連携強化の推進に大きく貢献するものと考えております。

次に、東部児童相談所と所管区域内にある大学との連携体制について伺います。

令和元年の事案以降、児童相談体制の強化に努めてきたことは高く評価しております。

しかしながら、児童虐待に関する相談対応件数は依然として高水準を維持しており、さらなる改善が求められています。

東部児童相談所の一時保護所の定員は、男子棟と女子棟を合わせて36名ですが、事前説明では、開設から一月余りで、既に75%程度の入所率に達しているということでありました。この状況は児童相談所における現場の過酷さを物語るものであり、深刻な課題として捉えるべきであると考えています。

また、児童相談所における人材不足は、全国的な課題として深刻化しており、こども家庭庁は職員の採用及び定着促進に向けた施策を実施していますが、特に都市部においては依然として厳しい状況が続き、さらなる施策の強化が不可欠であります。

私の地元である厚別区には、北星学園大学と札幌学院大学が所在しており、両大学は区役所と連携し、学まちネットという活動の組織があるんですけども、その学まちネットを活用して、多くの学生が地域のまちづくり活動に積極的に参画しています。

両大学は社会福祉系の学部を主軸としており、卒業後の進路としては、児童福祉関連の職種に就く学生が多数を占めており、この活動は児童福祉分野への関心を持つ若者の裾野を広げる上で、非常に重要な役割を果たしていると考えております。

私はかねてより、福祉系の学部を有する大学と児童相談所との連携強化を図ることが大切であり、学生に実践的な現場の体験の機会をこれまで以上に提供できないかと考えておりました。

このような取組により、学生の成長を促進するのみならず、児童福祉分野への関心を持つ若者の裾野を広げ、最終的には就職活動へとつながることが期待されます。

そこで、東部児童相談所の開設に伴い、所管区域内にある大学との連携について、具体的な施策や展望を伺います。また、学生への実践的な現場体験の提供や児童福祉分野への就職支援体制の構築についてのご見解を伺います。

●山形東部児童相談所長 東部児童相談所と所管区域の大学との連携についてお答えいたします。

東部児童相談所の開設によりまして、一時保護所の定員が全市で16人増えるといったことなど、2所体制における施設運営の規模が拡大する中、今後も児童福祉の担い手を安定的に確保する取組は欠かせないというふうに認識しております。

東部児相が所管する4区には、社会福祉や心理系の学部、学科を有する大学が四つありまして、そうした地の利を生かして、各大学との連携を強化し、専門科目の実習はもとより、一時保護所の職員補助としても、学生を積極的に受け入れていきたいと考えております。

既に各大学との意見交換を重ねて、学生への説明会等も幅広く開催しております。

今後、学生の学びと実践の場を設けることで、児童福祉行政を希望する人材を育むとともに、地域社会のさらなる貢献を果たしてまいりたいと考えております。

●こじまゆみ委員 最後に、要望や提言を申し上げます。

東部児童相談所における、今後の課題解決及び効果的な支援体制構築のためには、人材不足の解消、職員の専門性の向上、一時保護所の負担軽減、関係機関との連携強化、そして、地域社会の

支援力の強化という多角的な取組が不可欠であります。

人材確保及び職員の専門性向上に関しましては、労働環境の改善、メンタルヘルスケアや研修プログラムの充実を図っていただき、優秀な人材の確保と定着を促進することが求められると存じます。

また、大学との連携強化においては、キャリア支援及び共同研究を通じて、児童福祉分野の発展に寄与していただくことが期待されますので、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

また、一時保護所及び支援体制の強化に関しては、一時保護所の負担軽減を図るため、先ほど来、お話がございましたけれども、里親委託または民間の力を借りて、多様な支援手段の活用について検討を進めることが必要であります。

そして、関係機関との連携強化に関しましては、警察、区役所、そして学校等の関係機関との情報共有、そして、共同のケース会議や地域コミュニティとの連携を強化することが重要であります。地域資源を活用し、子育て支援ネットワークを構築することにより、より効果的な支援体制の構築を目指していけるのではないかと思います。

そして、何よりも児童虐待防止対策強化プランなど、こども家庭庁の施策を活用していただき、ほかのところとの情報交換をしていただき、成功事例を参考にすることも大変有効であると思います。

これらの施策を包括的に、そして継続的に実施することで、東部児童相談所のさらなる機能強化を図り、児童及びその家族に対する支援の一層の充実を期待して、私の質問を終わります。

●ふじわら広昭委員 私は、病児・病後児保育事業におけるネット予約システム導入による利用実績と効果及び利用者数の増に向けた取組の2点、質問します。

最初の質問は、ネット予約システム導入による利用実績と効果についてです。

札幌市では、生後5か月から小学校6年生までの病気の子どもを、保護者に代わって一時的に預かる、病児・病後児保育事業を市内7施設で実施しています。

病児・病後児保育は、子育てと就労の両立を支援するために欠かせない取組である一方、市民の利用ニーズを踏まえると、施設の立地に地域的な偏在があるほか、定員数が少なく、利用したいときに利用できない状況が生じています。

私は、当日キャンセルによって空いた枠を有効活用できていない現状も、施設の稼働率を上げる上での大きな課題として、かねてから本事業の拡充の必要性について取り上げてまいりました。

今年の予算特別委員会では、2025年度からネット予約サービスの導入を予定しており、これによって、利用者と施設の利便性の向上と施設の稼働率向上を期待しているとの認識が示されたわけでありました。

また、利用児童数の増加を見込み、これに合わせて、施設への委託費についても、国交付基準額に準じ、利用児童数に応じた加算を新たに導入するとの答弁がありました。

そこで質問ですが、まず最初に、ネット予約システム導入による利用実績とその効果について伺います。

●山縣支援制度担当部長 ネット予約システム導入による利用実績と効果について、お答えします。

今年度4月1日から、ネット予約システムの運用を開始しておりまして、9月までの利用人数を昨年同月と比べると、667人から822人と2割増となりました。

また、施設運営の大きな課題であります当日キャンセルにつきましては、予約システムの導入と、これに合わせて、予約開始の期間を1週間前から前日に変更したことによりまして、前年同月の520件から270件に半減しております。

施設からも、予約時に電話で聞き取っていた児童の病状をシステム上で確認できるようになるな

ど、事務負担が軽減されたということで評価いただいております、利用者の増加と利便性の向上に一定の効果があったものと認識しております。

●ふじわら広昭委員 システム導入によって、一定の効果があったという答弁でありました。

次に、利用者数の増に向けた取組についてです。

ネット予約システムの導入により、利用者の増加、当日キャンセルの減少、施設の事務負担軽減が図れ、一定の効果があったわけでありまして、そのことについては評価したいと思います。

しかし、前回の予算特別委員会での答弁で言及された、他の自治体において、同じシステムを導入したことで、利用者数が1.6倍増加したという実績に照らしますと、現在の利用児童数は、市民ニーズに十分応えられてはいないものと言えるわけでありました。

また、現在の利用者の状況では、今年度から施設への委託費を精算するに当たり、新たに設けた利用児童数に応じた加算が十分に機能せず、施設の経営の安定化や、新規施設の確保に影響を及ぼすことが懸念されます。

子育てと就労の両立支援の観点から、本事業の実施医療施設の拡充は非常に重要であり、札幌市としましても、2023アクションプラン期間中に、10施設まで実施施設を増やすという目標を示しており、この達成に向けては、市民ニーズを利用者数の増加に直接つなげていく、さらなる取組が必要であると思います。

そこで質問ですが、残りの計画期間の中で、10施設という目標達成に向けて、利用者数を増加させるため、どのように取り組んでいくのか、考えを伺いたいと思います。

●山縣支援制度担当部長 利用者数の増に向けた取組について、お答えします。

施設を増やすには、安定的に経営できる環境が必要不可欠でありますことから、今年度は市内全ての保育所等を通じて、保護者へ本事業の周知を行っておりまして、保育所からも好評を得ていますことから、引き続き積極的に周知を行い、利用

促進につなげてまいりたいと考えております。

また、国は施設の安定運営のために広域連携を推進しておりまして、本市勤務の近隣市町村の在住者からの利用ニーズもありますことから、当日朝に空きがあった場合は利用を認めるなど、広域利用の検討が必要というふうに認識しております。

なお、今年度実施した市民アンケートでは、病児保育が使いにくい原因としまして、事前の病院受診の手間、それから利用料金の高さ、それから施設の遠さなどが挙げられておりまして、これらの課題に対して工夫を重ねて、利用者の増加と、それから経営の安定化を図った上で、新規開設を働きかけてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

先ほども申し上げましたように、病児・病後児保育事業は、子育てと就労の両立を支援するために、また、今後の少子化対策のためにも欠かせない事業であると認識しております。

そこで5点、要望を申し上げておきたいと思えます。

まず、1点目につきましては、どうしても利用者数が少ないという状況の中には、今後、周知もしていただかなければなりませんけれども、やはり施設数が不足しているというふうに、私は思います。その施設を増やしていくためには、この間申し上げてきましたように、生後5か月の子どもさんからお預かりしますので、保育士や看護師の皆さんを、病院として確保するために必要な財源というものを、やっぱり国を含めて、札幌市もしっかり確保していくことが、極めて有効ではないかというふうに考えております。

2点目といたしましては、やはり協力病院をしっかりと探していただくためにも、市立札幌病院が、こうした取組に積極的に関わっていくということも、ほかの病院の皆さんに協力をお願いするときには欠かせない対策ではないのかなというふうに、私は考えているところでございます。

そしてまた、先ほどの答弁にもありましたけれ

ども、国のそうした運用に基づいて、近隣の市町村の利用も認めるということでありました。いいことでもありますけれども、答弁の中にもありましたように、これによって、札幌市民が使いたいときに使えないようなことにはならないように、近隣の市町村との連携、説明をしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

また、他の都市では、システムの導入で、利用者数が1.6倍増加したという答弁も、今年の予算委員会であったわけでありましてけれども、やはりこの点をもう少し増やしていくための対策というようなものをしっかり行っていくために、来年度の新年度予算について、部長から答弁のありましたような、一人1回の利用が3,000円という負担が伴います。これはゼロであってはいけないわけでありまして、働いている皆さん方に対しては1回3,000円と、これが3回続くと9,000円近くなって、働いているご家庭の負担も多くなるわけでありまして、この辺もしっかり、新年度予算の編成などに向けては検討をしていただくことを強く求めて、質問を終わります。

●前川隆史委員 私からは、令和6年、昨年度開設されました札幌結婚支援センターの取組について、伺いたいと思います。

これまではいつも山本副市長のところに、町田副市長がいらっしやいまして、様々な質疑をしながら、名答弁をいただいてまいりました。どうか、バトンを引き継いでいただいて、今日は当てませんけれども、次回以降、準備をしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

このセンターでは、開設後11か月目となる本年6月に、センターで初めて、成婚となったカップルが3組成立いたしまして、それをお祝いするセレモニーを市役所本庁舎で開催して、市長が応援したと、こういった出来事がございました。

初めて議席をいただいてから、この行政による結婚支援の重要性を訴えてきた私としても、感慨深く受け止めておりますし、我が事のようにうれしく感じております。

また、本年9月には、会員専用のマッチングシステムが本格稼働してから1年を迎えました。今後も、交際に向けてお見合いを行うカップルですとか、成婚に至るカップルがますます増えていくのではないかと期待しているところでございます。

そこで伺いますが、現時点におけるセンターの入会登録者数や結婚に向けた会員の活動状況、また、その成婚組数など、実績を伺いたいと思います。

●齋藤子ども育成部長 札幌結婚支援センターの実績、活動状況等についてのご質問でございます。

10月15日現在の数字になりますが、センターの入会登録者数は1,381人となっております。また、延べ2,314組がお見合いをし、成婚に向け真剣交際中のカップルは50組となっている状況でございます。

センター開設から1年3か月が経過したところでございますが、入会登録者数については、開設時に掲げた年間目標数の1,750人を達成できていない状況にはあるものの、お見合い数は目標の約半数を超えておりまして、会員の活動状況はおおむね順調と捉えているところでございます。

また、成婚組数につきましては、6月に5組出て、それ以降、7月4組、8月1組、9月5組、10月は本日までで1組ということで、合計16組が成婚退会に至っているところでございます。

また、先ほど申し上げた真剣交際50組という数からも、今後も順調に成婚組員が誕生し、年間目標を達成できるものと期待しているところでございます。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

16組32名の方が成婚退会、退会という何か駄目だったみたいに聞こえるんですけど、無事結婚されて必要なくなったということで、喜びたいと思います。

ただ、入会登録者数が目標に届いていないというお話もございましたけれども、この結婚支援センター、自走式でやっていきたいと、こんな思い

で、税金は入れないで、会費で賄っていこうと、こんなような感覚でやっているわけでございますけれども、それは理想としては素晴らしいんですけども、そういう意味では、この会員数も、自走するためにはこれだけの会費をいただきたいという、そんな思いで出てきた数なんじゃないかなというふうに思うわけでもありますので、今、少子化に歯止めが掛からないで、まちが活力を失ってしまうことが問題とされている中で、結婚を望む若い人たちが、札幌で結婚して、生活して、それによって札幌が発展していくと、そういうことが重要なことでございます。自走化にこだわるあまり、その本質を見失うことないように、まず訴えたいと思います。

次、これを踏まえながら、最後にこのセンターの成婚者の声を伺いたいと思います。

センターでの活動を通じて結婚に至った方々からは、自身の希望がかなったことに対する喜びですとか、あるいはまた、結婚に対する思いなどが率直に語られているのではないかと、このように思うところでございます。そういった声にはしっかりと耳を傾けつつ、今後も事業の意義を常に意識しながら取り組んでいただきたいと、このように思うところでございます。

そこで伺いますが、センターを成婚退会された方々から寄せられた声について、どういったものがあるのか、教えていただきたいと思います。

●齋藤子ども育成部長 成婚退会者の声について、ご紹介をさせていただきます。

まず、センター運営に関することになりますが、身元に関する各種情報を確認するシステムがしっかりしており、札幌市が運営していることで安心して活動ができた。あるいは、センターにいつでも相談できる体制が整っており、都度丁寧な対応があったので心強かったなどのお声をいただいております。

また、結婚に関することではありますが、婚活当初は、結婚したい相手と出会えるか懐疑的であったが、波長の合う方との良縁に恵まれたので、勇

気を出して活動を続けてよかったなどといった声もいただいております。

今後この事業を通して、結婚を望む方々が理想とするライフプランの実現を後押しできるよう、さらなる会員数の増加を目指して、多くの方に本事業を知ってもらうための周知広報に努めてまいりたいと考えております。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

やはりこの公的な婚活支援というものが、非常に安心感があるというか、信用度が高いといえますか、そういったものがすごくいい形になっていると、そんなようなことが、今のコメントからも感じ取られます。

ちょっと繰り返しになりますけれども、先ほどの自走式の話ですね。ぜひ、あんまりこだわらないで、今回の委員会でも毎回質問をしまして、この財政の話は何回もしなきゃいけないんですけど、大変厳しいわけですが、何とかあまりそこにこだわらないで、札幌市の未来のために必要な投資だと、このように捉えていただいて、白石部長、うなずいていただきましたけれども、どうかその辺、深いご理解をしていただいて、僕はこの事業が末永く続くように頑張りたいと思いますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

●福田浩太郎委員 私からは、若者支援の今後の展望について、いつもよりは少し長めに質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、若者支援の取組状況と課題について、お尋ねさせていただきたいというふうに思います。

若者支援基本構想の策定から、もう15年以上経過し、この間、児童虐待や子どもの貧困といった社会問題に加え、インターネットやSNSの普及、価値観、選択肢の多様化など、若者を取り巻く環境が大きく変化してきました。

また、若者支援施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて開設された旧勤労青少年ホーム、そしてレッツを経た若者支援センターであり、もう老朽化が進んできております。

そのため、昨年3月に、次の時代の若者支援施設のあるべき姿を議論する検討部会が設置されまして、今年の8月に、今後の若者支援施設の在り方に関する提言書がまとめられたところでございます。

提言書の要旨といたしましては、一つには、自立支援機能を拡充するため、総合センター以外の各若者活動センターの自立支援事業への拡大と、また、区の保健福祉部門との連携を強化すること。二つ目として、若者が自由に過ごせる場所であり、若者の内に潜んでいるSOSをキャッチする、あるいは自己実現を後押しする入り口の役割を担っているロビー機能を強化すること。三つ目として、支援を必要とする子ども・若者が、学校を離れた後も途切れることなく支援が受けられるように、学齢期からの支援の継続を強化することなど、貴重な提言がございました。

加えて、交流活動機能は必要としつつも、貸室機能は他の施設でも使えるのであり、若者支援施設で必要とされる機能であるか、検討する必要があるということも指摘いただきました。

このように、若者支援施設の在り方を検討する中で、札幌市の若者支援施策が新たな展開をしているというふうに感じてございます。

そこで、最初の質問ですが、2009年4月に、札幌市若者支援基本構想を策定しましたが、そこにはひきこもりなど、複雑多様化する若者への課題にも対応するなど、社会的自立を総合的に支援する拠点へ転換することが示されていましたが、この15年間の札幌市の取組状況と課題について、お伺いをいたします。

●斎藤子ども育成部長 札幌市の若者支援の取組状況と課題についてのご質問でございました。

札幌市は、平成22年に、働く若者のための福祉厚生施設でありました勤労青少年ホームや青少年センターを、当時社会的な課題となっておりましたひきこもりやニートの若者を総合的に支援する若者支援施設へと転換をさせ、今日に至っているところでございます。

現在、札幌市は若者支援総合センターに若者の自立に関する総合相談窓口を設けておりまして、令和6年度は約7,500件の相談を受け、自立支援プログラムへの参加等を通じて、199人の若者が、就労やハローワークの職業訓練等の道に進んでいるというところでございます。

しかしながら、若者が卒業、退学などによって学校等のつながりを失ってしまった場合、その後、困りを抱えても、支援につながるということが難しくなりました。多くの支援者から、学校を離れた後の支援のバトンを若者支援施設に受け継いでもらいたいとの期待の声が寄せられております。

札幌市では、こうした課題や支援者の期待に応えられる若者支援施設の運営が求められているものと認識しております。

今後は学校等との連携を一層深め、シームレスな支援を強化し、様々な困りを抱えながらも、社会的な自立を目指す全ての若者を支えていくという考えでございます。

●**福田浩太郎委員** ご答弁ありがとうございます。

札幌市の取組、非常に効果的に、成果も上がっているなというふう感じております。

若者支援総合センターを軸とした社会的自立支援について、相談、多様な自立支援事業、そして、今お話のあった学校との連携、まだまだというお話でありましたが、この札幌市の取組は全国的にも評価をされておまして、すばらしい取組だなというふう感じてございます。

次に、若者支援の総合的な支援体制の構築についてもお尋ねしていきたいというふうに思います。

このように、成果を大いに上げているとは言っても、ひきこもりなど、複雑多様化する若者への課題にさらに対応していくことなど、社会的自立を総合的に支援することについては、まだまだ物足りないなというふう感じているところでございます。

例えば、ひきこもり支援についてでございますが、所管ではございませんけれども、当初は子ども

も未来局が所管でありましたが、今は札幌こころのセンターの所管となり、また、ひきこもり地域支援センターも北海道との施設の共有化をしております。そのため、医療や精神保健の要素が強くなり、若干偏りが感じられるところでございます。

このたびの提言には、自立支援事業の強化と、区の保健福祉部門との連携強化も指摘をされております。

8050問題が進行する中で、ひきこもりの若者が自立に向け、歩んでいくためには、支援の拡充とともに、生まれ育った家庭環境や経済状況に左右されずに、安定した生活を送れることや、信頼できる相談相手の存在が必要であり、不登校などの課題を抱えたまま、学校を卒業した後も、途切れることのない、切れ目のない総合的な支援体制の構築が必要と考えてございます。

そこで、質問させていただきます。このように様々な課題がある若者支援、部局をまたいだ総合的な支援体制の構築に向け、若者支援総合センターに多くを頼るのではなく、札幌市としてどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

●**斎藤子ども育成部長** 総合的な支援体制の構築をどのように進めていくのかというご質問でございました。

若者の自立を支援するためには、若者が抱える困りに応じて、様々な関係機関が連携して支援することが重要であるということ認識しております。

札幌市は、平成22年に、単一の機関だけでは対応が難しい子ども、若者の問題に対して、若者支援に携わる関係機関が持つ専門性を組み合わせ、効果的かつ円滑な支援を実施するため、外部の関係機関も交えまして、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置いたしました。ここでは、札幌市からは子ども未来局だけではなく、保健福祉局、経済観光局、教育委員会が構成機関として参加しているところでございます。

この協議会では、ケース検討会議のほか、若者

支援における共通課題に関するセミナーを実施しておりまして、構成機関同士の顔の見える関係づくりに取り組みながら、支援に必要な専門性の確保や、知識習得の場を提供しているところでございます。

札幌市は、今後も若者支援に関わる全ての関係機関と連携していけるよう、ネットワークづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

●**福田浩太郎委員** 札幌市としての総合的な支援の必要性の認識、また、私も議員になりたての頃でありましたけれども、いち早く地域、札幌市の協議会を立ち上げて、非常に専門性のある方々と協議体を進めてきたということ、そのことを改めて確認させていただきました。

次に、若者支援の支援の量と、支援が届いていない若者への対策についても、お尋ねしたいというふうに思います。

取組は確かに進めてきているということを知っておりますけれども、今回の提言書のほうには、関係者の声として、施設が自宅から遠く、交通費の継続的な捻出が難しいと思われる場合、利用を積極的に勧められないという関係者の声が載せられておりました。

また、ひきこもりについてであります、札幌市に約2万人いるとされておりまして、そのうち、15歳から39歳の方は約6,600人いらっしゃると思っております。

若者支援総合センターで実施している自立支援プログラムの利用者は、令和6年度、2,650人とのことですが、支援を必要としている若者は、潜在的に非常に多いと考えるところでもございます。

そこで質問させていただきます。これまでの若者支援について、支援の総量が十分とお考えであるのか。また、ロビーワーク、自立支援事業は、施設に来ることができる人のみが対象であり、部屋にこもりがちな孤独感の強い若者への支援にどう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

●**斎藤子ども育成部長** 若者支援の支援の量

と、そして、支援が届いていない若者への対策についてというご質問でございました。

若者支援総合センターの総合相談窓口に寄せられる延べ相談件数は、直近では、およそ7,000件から8,000件で推移しておりまして、状況に応じた自立支援プログラムを用意してございます。

その一方、実際に参加する若者は限られておりますことから、困りを抱えながらも、支援につながっていない若者が一定数いるものと認識しております。

札幌としましては、部屋に引きこもりがちな孤独感の強い若者だけではなく、そのご家族や関係者に対しても、様々な手段を通じて、若者支援施設の取組を効果的にお伝えしていくとともに、関係機関と十分連携を図ることで、困りを抱える多くの若者が支援につながるよう、努めてまいりたいと考えております。

●**福田浩太郎委員** ご答弁ありがとうございます。

私自身、自分の周りに、そうした支援につながることでできていない若い方が数名いらっしゃるということを相談もいただいており、どうするのが効果的な支援、応援することができるのかという、難しいということは何度も感じているところでございます。今後、しっかりそうした点、検討していただきたいというふうに思います。

最後に、札幌市で活動する若者支援団体との連携について、お尋ねしたいというふうに思います。

若者支援施設における自立支援プログラムは、人と接することが苦手な若者も多く、職場実習において、特定の職種が選ばれやすいとお聞きしております。しかし、仕事上のコミュニケーションはハードルが高くても、趣味や自分が好きなものについてだったら積極的になり、話が尽きない若者もいると承知しております。

例えば、先日、視察に伺った貝塚市でお聞きしたんですけども、大阪市の喫茶店のオーナーであります川久保さんという方がおりますが、この

方、理学療法士から喫茶店店主に転身し、五感を使って味わえるコーヒーを通して、人と人との交流を広げるイベント開催するほか、焙煎レッスンなどを通じたひきこもり支援も行っているという、非常に興味深いお話をお聞きいたしました。

我が札幌市にも、NPO法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワークという、当事者による伴走支援を行う団体や、コミュニケーションに困難を抱える若者の就職支援を行うNPO法人札幌チャレンジドさんという団体がございますが、お聞きしておりますと、人件費など、運営費に大変苦勞して、思うように活動できない団体の実情がございます。

今回の提言書には、若者支援施設を新たに建て替えるのではなく、複合施設化することが現実的であると記載されておりますが、その場合、施設関係費が大きく減少するというふうに思います。

そこでお尋ねいたします。その生み出された財源を活用し、札幌市で活動する多様な若者支援団体に若者支援業務を委託するなど、札幌らしい若者支援施策を、総量・施策ともに拡大することができるのではと考えますがいかがか、お尋ねいたします。

●齋藤子ども育成部長 札幌市で活動する若者支援団体との連携についてのご質問でございました。

複雑多様化する若者の困りに応じて支援を行うためには、地域資源を活用していくことが重要であると認識しております。

さっぽろ子ども・若者支援地域協議会での連携のほか、必要に応じ、民間団体の協力体制を構築しているところでございます。

札幌市としましては、限られた財源の中であっても、官民が連携した支援が重要であると考えておりますことから、引き続き地域の社会的資源の活用を推進し、社会全体で若者支援に取り組んでいく、そういう考えでおります。

●福田浩太郎委員 ぜひ官民連携をして、社会全体で若者支援をしていく、そういう取組を進め

ていただくよう、新たな計画づくりにご尽力いただきたいというふうに思います。

私としては、若者支援に情熱があり、確かなアプローチ手法を持つ民間団体をしっかりと支援し、総量・施策ともに拡大していただきたいというふうにご願いを申し上げます。

加えて、就労支援の協力企業、団体だけでなく、若者支援に関心がある市民をサポートとして集め、趣味について話をしたり、若者のやってみたい体験活動を提供したり、また、ロールモデルとして自身の体験談を話したりすることで、若者の自立を応援することもできるのではないかと、いうふうに感じているところでございます。

もう一点、提案をさせていただきます。

現在、日本全体の話であります。毎年50万人、生産年齢人口が減少しているというふうに言われております。これまでは、定年延長などでのいできたというふうに思われますが、いよいよ人口動態が変わらない前提で取り組まなければならない段階に入ると予想されております。しかし、孤立しがちな人にとって、働くことの敷居が高いという実情もございます。

ぜひ経済部局などとも連携して、AIやICTを活用して、そうした方々が働きやすい環境整備にもチャレンジしていただきたいというふうにご申し添えさせていただきます。

最後になりますが、考え方が多様化し、一昔前のように、これが正解という生き方がない中で、将来や仕事について、不安や悩みを抱えている若者は多いところであります。

札幌市に住む若者を誰一人取り残すことなく、希望を持って将来に向かって歩いていけるよう、支え、見守っていくことが、私たち大人の責務でございます。

ぜひ若者のニーズを的確に把握し、固定観念にとらわれない自立支援の検討を要望いたしまして、質問を終わります。

●丸岡守幸委員 私からは、子どもの貧困に関する札幌市の取組について、伺います。

今年の春に、ご縁がありまして、和歌山県の紀美野町の子ども食堂を視察いたしまして、その地域や子どもたちのために、ボランティアで食堂を運営している方々の熱心な活動に共感いたしまして、大変貴重な経験をさせていただきました。

そういったこともあって、今回、子ども食堂について、ぜひお聞きしたく思います。

今年の7月中旬に、東京都千代田区のNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむが、全国のひとり親家庭を対象に行った調査によりますと、ひとり親家庭の41%が、夏休み中に子どもが1日2食以下で過ごしているという回答で、また、その中で、そのうちの3%が1日1食で夏休みを過ごしているといった回答が出ているのが分かりました。

また、昨今は米価格高騰の影響から、お米を買えないときがよくあった、時々あったは合わせて66%にも上り、昨年の41%より大幅に増えていたことも明らかになりました。

このように、昨今の物価高騰等の影響により、多くの子どもたちが、食に関して困難な状況に直面をする中、地域において、安価、または無料で食の提供を行う子ども食堂の役割が大きくならざるを得ない状況にあると考えます。

そこで最初の質問でございますが、札幌市における子ども食堂の数と、子ども食堂に対する札幌市としての支援・補助等の状況について、いかがが伺います。

●斎藤子ども育成部長 札幌市内の子ども食堂の数及び札幌市の支援の状況についてのご質問でございます。

子ども食堂につきましては、開催に当たっての札幌市や他の行政機関への届出義務がございませんので、正確な全数というのは把握が難しいところではあるんですが、札幌市が把握している団体をリスト化し、ホームページで公表しておりますので、9月末時点で、120ほどの団体が活動していると認識しているところでございます。

子ども食堂の補助金につきましては、開設時や事業拡充に係る費用を対象とする子どもの居場所

づくり活動支援補助金、見守りが必要な子どもの状況把握に係る費用を対象とする子どもの見守り強化事業補助金がございます。

また、今年度につきましては、国の交付金を活用しまして、子ども食堂食材費高騰対策特別支援金により支援を行っており、子ども食堂が安定的に活動できるよう、取り組んでいるところでございます。

また、各補助金の交付状況につきましては、9月時点で、子どもの居場所づくり活動支援補助金は13件、120万3,000円、子どもの見守り強化事業補助金は9件、276万6,000円、子ども食堂食材費高騰対策特別支援金は56件、375万円、それぞれ交付決定を行っているところでございます。

●丸岡守幸委員 札幌市内の子ども食堂の数は120件ほどということで、今大分増えているというふうにお聞きしております。それだけ気にされている、そういったボランティアの方が多いということだとは思いますが、実際に今、補助金の交付状況についても、部長のほうから確認させていただきました。

子ども食堂の運営は、そのほとんどが寄附やボランティアなどの善意によって賄われているんですけれども、安定的に運営することができるように、今後も必要な対策に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、困難な状況に直面する子どもや世帯への対策について伺います。

冒頭に述べさせていただきました、民間団体による調査結果等から、札幌市内においても、経済的な理由で、満足に食事を取ることができないなど、困難な状況にある子どもが一定数いると思われませんが、その現状に対しては、何らかの対策を講じる必要があるというふうに考えております。

そこで質問でございますが、経済的な理由で、困難な状況に置かれている子どもへの対策について、札幌市ではどのような認識を持っているのか、いかがが伺います。

●斎藤子ども育成部長 経済的な理由で困難な

状況に置かれている子どもへの対策について、札幌市の認識というご質問でございました。

食に関して困難な状況に直面する子どもについては、本市においても、一定数いるものと認識しております。

また、貧困をはじめとした困難を抱える家庭ほど、相談相手がいないことで孤立化したり、自ら支援を求めなかつたりする傾向があるということも分かっておりまして、困難が深刻化する前の早い段階で、必要な支援につなげていくことが重要と考えております。

そのため、札幌市では、子どもの居場所を巡回する子どもコーディネーター事業、そちらにおきまして、困り事を抱える子どもや保護者の早期発見に努めているところでございます。

実際に一例としまして、子どもの服装等から世帯の困窮の可能性に気づき、生活保護につながったという事例もございまして、子どもの貧困対策の一つとして取り組んでいるところでございます。

●丸岡守幸委員 今、答弁いただきまして、子どもの貧困に対する認識と、子どもコーディネーターの取組ということで、今お聞きして、理解させていただきました。ありがとうございます。

今後も困りを抱えた、一人でも多くの子どもや世帯が必要な支援につながっていくこと、これを期待しております。

そして最後に、冒頭にも申し上げましたけれども、夏休みなどの長期の休み期間中における、子ども食堂への支援・補助についてを伺います。

学校が長期の休みに入り、給食がなくなってしまうことで、食事の回数が減ってしまうような子どもたちが、札幌市内でも少なからずいると思われる中、長期の休みに、子ども食堂を昼夜開催することができるのでありましたら、大きな助けになるというふうに考えます。

そこで質問でございますが、夏休みや冬休みなどの長期休みの期間中に、子ども食堂が開催回数を増やすような取組をした場合に、札幌市としては何らかの支援・補助をすることができるか、で

きないのか、いかがか伺います。

●齋藤子ども育成部長 子ども食堂が回数を増やした場合の支援についてのご質問でございました。

最初のご質問でお答えいたしました、子どもの居場所づくり活動支援補助金、こちらにおきましては、子ども食堂の活動内容を拡充させる事業も補助の対象となりますことから、夏休みなどの期間中に開催回数を増やした場合、こちら補助金の対象となってまいります。

開催回数増加による補助金の交付実績は、昨年度は5件、今年度は9月時点で4件となっておりますが、この拡充の要件についても、今後ホームページ等で継続的に広報して、さらに制度理解が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

●丸岡守幸委員 今、子ども食堂が長期の休みで開催回数を増やした場合、札幌市としてもさらなる補助がある、居場所づくり補助金の対象になるということを理解させていただきました。これはボランティアなので、積極的にお願いしますという話はなかなかできないんですけれども、回数を増やそうと考えていただいている子ども食堂の方がいらっしゃれば、そういった取組ができるということで、周知していただければと思いますけれども、何分、運営する団体にとりましては、補助金の仕組みが分かりづらい面もございまして、制度の周知について、十分に配慮していただきたいと考えております。

最後に、本年3月に、第2次札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画を、第5次さっぽろ子ども未来プランに統合したというふうに認識しております。

今後は、子ども、若者及び子育て当事者に向けた施策全般が、より総合的に、そして一体的に推進され、貧困や格差の解消が図られていくことを要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

●松原淳二委員長 以上で、第2項 子ども福

社費等の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、10月27日月曜日午後1時から、教育委員会関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

散 会 午後4時10分